

<人権施策推進計画 R3年度事業実施状況及びR4年度事業実施計画報告書>

I 人権教育・啓発の推進

資料 1

(1)学校における人権教育の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
1	(1)幼児教育 保育所等指導事業 (子ども・子育て支援課)	保育所等における乳幼児の専門職としての自覚を深め、他の保育士や保護者に対し、適切な助言や指導ができるよう研修内容として実施する。 ○保育士等キャラアップ研修(保護者支援・子育て支援) ○保育士等キャラアップ研修(保育士研修・子育て支援)	新任や中堅の保育士がそれぞれの役割を理解し、児童福祉の専門職としての自覚を深めることに寄与した。 ○国の進めの保育士研修の体系化の方向性に留意しつつ、適切な研修体系を構築していく必要がある。 ○保育士等キャラアップ研修については、離島中山間地域からの参加を促すため、令和3年度よりeラーニングにより実施、定員200名	○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉社人材センター主催 <東部地区> 開催:令和3年11月、定員:60名 社協にて同様の研修があることから、令和2年度より県社協に委託	○新任保育士・保育教諭研修 島根県福祉社人材センター主催 <西部地区> 開催:令和3年11月、定員:40名	○新任保育士・保育教諭研修 島根県福社人材セントラル主催 <東部地区> 開催:令和4年11月、定員:60名 ○新規採用保育教諭・保育士研修 <西部地区> 開催:令和4年11月、定員:40名
	幼児教育の理解・発展推進事業(教育指導課)	教職員の理解感覚を磨くとともに、幼児期における乳幼児の芽生えを皆うための実践的指導力を向上させる研修を実施した。	1 幼児教育推進研修 日 時:令和3年8月3日(火)12:00～16:00 会 場:出雲市民会館、ニューウエルシティ出雲 参 加 者:100名程度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講演はオンライン型で実施した。 2 幼小連携・接続研修 市町村主催での開催を支援した。	R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講演をオンライン型で配信し、広報例年、国から新幼稚園教諭要領に沿った研修主題が示され、協議主題に基づいて県内の2地域の実践発表を行う計画である。 協議主題に関する協議については、研修の効果を考慮し、オンラインで協議を行い、協議の効率化を図る。	1 幼児教育推進研修 開催期日:令和4年8月4日(木) 開催方法:オンライン講演・実践発表	1 幼児教育推進研修 開催期日:令和4年8月4日(木) 開催方法:オンライン講演・実践発表
	3 保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修 日 時:令和3年11月19日(金)13:00～16:00 会 場:<メイパード会場>松江合同庁舎 <サテライト会場>出雲合同庁舎、浜田合同庁舎、 益田合同庁舎、隠岐合同庁舎、 島前集会所 参 加 者:90名程度 サテライト会場を設け、オンラインで実施した。	施設設備を問わず保育者の実践的指導力の向上を図るために、サテライト会場を設けて、コロナ禍においても参加やすい研修とした。 受講者同士の情報交換では、地域の異なる園・所の受講者と園・所の連携、子育て支援についての研修を実施できるよう、引き続き市町村の支援を行っていく。	3 保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修 開催期日:令和4年10月21日(金) 会 場:<メイパード会場>出雲合同庁舎 <サテライト会場>市町村が設置する会場	3 保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修 開催期日:令和4年10月21日(金) 会 場:<メイパード会場>出雲合同庁舎 <サテライト会場>市町村が設置する会場	○就学前人権教育講座 -会場・期日 8月26日(水) -受講者 71名 1 幼児期における進路保障 ～幼児教育における進路保障 2 幼児期における進路保障 ～幼児教育における進路保障	○就学前人権教育講座 -会場・期日 8月25日(木) -内容 1 説明 「しまねの人権教育について」 2 講演 尾高文也作家「子どものきのり」 3 情報交換 「子ども一人一人を大切にした園・所の取組について」

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
1	人権・同和教育研究指定団体事業 (人権同和教育課)	人権・同和教育の推進と充実を図るため、県内外の園児または認定こども園園主に向けた「仲間と一緒にいる思いを出し合える集いの場を通じて、~互いの思いを出し合える集いの場を通して~」をテーマに、園児一人一人を大切にし、意欲的に取り組んだ保育実践を行った。人権・同和教育実践上の諸問題について研究し、その成果を公表	◎研究指定園 ○県立市立石見幼稚園(令和3年度) ・研究主題 「仲間と一緒にいる思いを出し合える集いの場を通じて、~互いの思いを出し合える集いの場を通して~」 ・訪問指導 訪問指導 6月9日(木)、10月18日(火) 事例研究等 8月23日(火) ・実践発表会 実践発表会 11月8日(火)	・実践モデル園は「仲間と一緒にいる思いを出し合える集いの場を通じて、~互いの思いを出し合える集いの場を通じて、~互いの思いを出し合える集いの場を通して~」をテーマに、園児一人一人を大切にし、意欲的に取り組んだ保育実践を行った。実践発表大会は市内職員を対象とした研修とした。実践発表大会は市内職員を対象とした研修とした。研究結果を普及、周知するため次年度以降の就学前人権教育講座等で取組を報告する機会を予定している。	◎実践モデル園 ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・訪問指導 訪問指導 6月9日(木)、10月18日(火) 事例研究等 8月23日(火) ・実践発表会 実践発表会 11月8日(火)	◎PTA活動・育成事業 ○PTA活動会連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習
2	②初等中等教育 人権・同和教育PTA活動 (人権同和教育課)	学年運営の子どもで人権・同和教育の推進と充実を図るために、島根県・幼稚園・子ども園・PTA連合会に委託	◎研究指定園 ○PTA活動・育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月7日(金) 講義・演習 ・参加者50名	・訪問を通じて本県の目指す人権教育を普及するとともに、各学校の実態把握の状況や取組についての協議を行い、実態に即した取組のあり方や研修の進め方にについて助言等を行った。 ※研修ののみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども教職員研修を実施する学校では、それの実態やニーズに基づいた研修を計画し、その進路保障の理論に基づいた取組を行った。今後も継続して取組を進めいく必要がある。	◎訪問時期:6月～2月 ○訪問先:県立学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべて ○内容 ・子ども支層の取組に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研修の実施やニーズに基づいた取組による人権教育の推進を行うことができる。 ※研修ののみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども教職員研修を実施する学校では、それの実態やニーズに基づいた研修を計画し、その進路保障の理論に基づいた取組を行った。今後も継続して取組を進めいく必要がある。	◎訪問時期:6月～2月 ○訪問先:県立学校、市立高等学校、私立中・高等学校のすべて ○内容 ・子ども支層の取組に係る協議:すべての訪問先で実施 ・研修の実施やニーズに基づいた取組による人権教育の推進を行うことができる。
3	③高等教育 人権教育に係る学校訪問 (人権同和教育課)	県立高等学校及び特別支援学校、市立高等支援学校、私立中・高等学校のすべてを訪問し、意見交換及び指導助言を行ない、各学校における人権教育の一層の推進を図る	◎研究指定校 ○県立学校の実態調査 ・研究会 ・訪問指導 ※研修ののみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども教職員研修を実施する学校では、それの実態やニーズに基づいた研修を計画し、その進路保障の理論に基づいた取組を行った。今後も継続して取組を進めいく必要がある。	・訪問先:県立学校の実態調査 ・研究会 ・訪問指導 ※研修ののみの学校訪問のうち一部の県立学校には、教育指導課子ども教職員研修を実施する学校では、それの実態やニーズに基づいた研修を計画し、その進路保障の理論に基づいた取組を行った。今後も継続して取組を進めいく必要がある。	◎立教セミナー・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成	◎立教セミナー・私学団体等が実施する研修の周知・参加呼びかけ及び経費の助成
4	人権・同和教育推進体制 支援事業 (総務部総務課)	人権・同和教育推進教員の人事費助成、校内研修等の実施費及び校外研修等への参加経費の助成	◎研究指定校 ○県立第一中学校(令和2・3年度) ・研究会 ・訪問指導 ○川本町立川本小学校(令和2・3年度) ・研究会 ・訪問指導 ○母発表会 12月2日(木) 母内発表会	・研究指定校は授業づくり人間関係づくり(直携体制づくり)、環境づくりなどの分野で意義的に研究を進め、児童生徒一人一人を大切にした教育実践が行われた。 ・研究指定校による研究会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、校内発表会とした。 ・研究指定校が取り組んだ実践については、研究会や研究会や研究会等で紹介する機会を設けた。指定が終了した後も、研修会での実践発表等、様々な機会を捉え、研究成果を発信できるようしていく必要があります。 ・次年度より小・中学校各校の隔年2年指定とする。	◎研究指定校 ○県立第一中学校(令和4・5年度) ・研究会 ・訪問指導 11月14日(火) 6月14日(火) 11月16日(水)	◎研究指定校 ○県立第一中学校(令和4・5年度) ・研究会 ・訪問指導 11月14日(火) 6月14日(火) 11月16日(水)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
2	人権教育実践モデル校 事業 (人権同和教育課)	人権教育実践モデル校	人権教育実践モデル校 と指定位し、人権教育の実践を図るための具体的な実践を行い、その結果を公表	◎実践モニタ校 ○陽城県立高校(令和3・4年度) 訪問指導 7月9日(金)、10月18日(月) 出張養護学校(令和3・4年度) 訪問指導 6月28日(月)、7月16日(金)、10月22日(金)、12月13日(月) ○内容 ・実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究 等	「実践保障を柱とした人権教育推進と教職員団体の人権感覚を涵養するための具体的な実践を行い、その結果を公表」 ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。 ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。	◎実践モニタ校 ○圓崎・島根県立高校(令和3・4年度) 訪問指導 7月11日(月) 出張養護学校(令和3・4年度) 訪問指導 7月14日(木) ○内容 ・実践に係る協議 ・教職員研修 ・授業研究 等
	高等学校等地域別人権 教育研究事業 (人権同和教育課)	高等学校等が地域の実践に即応する人権教育の実践を図るため、島根県高等学校等、人権・同和教育研究協議会に人権教育実践上の諸問題についての研究を委託	◎常任理事会 ○第1回常任理事会(5月28日) ・第2回常任理事会(7月12日) ・第3回常任理事会(11月24日) ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。 ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。	各学校がそれぞれの地域で連携協力しながら、人権教育の諸問題の改善向上を図るために、定期的な情報・意見交換を行うことができる。 島根県高等学校等学校、特別支援学校地域別懇親会が開催された。教育研究協議会主催の研究大会は、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため紙面開催となりた。 事務局の学校が中心となり、今後も事業を継続し、各地域での取組を進めいく。	◎常任理事会 ○第1回常任理事会(5月19日) ・第2回常任理事会(7月8日) ・第3回常任理事会(11月27日) ※上記のほか、7ブロックそれぞれでの地区理事会を年3回程度実施予定。 ・地区理事会に合わせて地区ごとの研修会を実施予定。 ・地区理事会及び研究大会 ・総会及び研究大会(11月2日)	◎研究指定校 ○要南市立加茂中学校(令和4・5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(水) ◎「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月9日(月) 講義・演習
	人権・同和教育「PTA活動育成事業 (人権同和教育課)	学社連携のもとで人権・同和教育の推進と充実を図るため、島根県PTA連合会、島根県幼稚園・子ども園PTA連合会に研究実践を委託	◎研究指定校 ○松江市立第一中学校(令和2・3年度) ○研究発表会 11月18日(木) ○川本町立川木小学校(令和2・3年度) 訪問指導 6月14日(月)、10月7日(木) ・研究発表会 12月2日(木) 校内発表会 ○「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 5月7日(金) 講義・演習 ・参加者30名	・新型コロナウイルス感染症の拡大予防のためPTA活動が制限され、十分な活動を行うことができなかつた。 ・実践については、各校の研究発表の中でも、学校とPTAの両方の取組を発表してもらうなど、成果の普及効果を上げることをねらいとした工夫が必要である。 ・指定PTA連絡会での中間発表について、県内のPTA・学校関係者に参加してもらうよう各PTA連合会に依頼して募集を行う。	各新型コロナウイルス感染症の拡大予防のためPTA活動が制限され、十分な活動を行うことができなかつた。 最近の課題などについて研修を受けることができる。金でのやり取りが多かった。最近の課題などについて研修を受けることにより、人権問題への理解を深め、人権尊重の意識を向かへさせることができた。今後も引き続き、感染状況等を見つ、開催方法を工夫しながら人権教育啓発に取り組む。	島根県立大学出雲キャンパス 1年次・2年次生を対象に人権に関する研修を実施予定。 (実施予定日:令和4年6月下旬～7月に2週間程度のオンラインデマンド配信予定)
3	③高等教育機関等	県立大学・短期大学における人権教育の推進(総務部総務課)	県立の大学及び短期大学において、人権教育の実施	島根県立大学出雲キャンバス 新入生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「キャンバスハラスメントについて」) (実施日:令和3年4月2日、参加人数:235人、対面で実施)	島根県立大学出雲キャンバス 1年次、2年次生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「家事・育児は「女」の仕事?」) 7月12日～26日、参加人数:238人、オンラインデマンド配信	島根県立大学短大部・島根県立大学松江キャンパス 全学生を対象に人権に関する研修を実施(テーマ:「インターネット上の人権侵害について」)近年の改正などの動きも含めて) (実施予定日:令和4年6月29日、1～2週間のオンラインデマンド配信も予定)

人権教育・啓発の推進

（2）社会教育における人権教育の推進

令和3年度実施状況

令和4年度実施計画

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
5	人権啓発事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など 開きやすい啓発活動の実施	イベントや媒体広報など 開きやすい啓発活動 「県庁月間告知広報」 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示	県立図書館など県内各地で啓発展示を行 い、多くの来館者へ啓発ができた。	1 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓発事業 強調月間告知広報 ・県庁ロビー、図書館、浜田合庁ほか県内各地での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示
				2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根スナオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスマッシュンサーとして啓発活動を実施 日時：12月19日(日) 場所：松江市総合体育馆 入場者数：1,775名 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、人権 啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 (3)准頭啓発活動 啓發チラシ、啓發物品配付等 日時：12月7日(火)10:00～11:00 場所：ゆめタウン浜田 (4)Web講演会「インターネットと人権」 講師：今度 侏美さん(鳥取県情報報モラルエデュケーター)、 規範者数：209名	会場で実施したアンケートでは、9割以上の方が人権課題への関心や意識を高める上で役立つと答えている。 回答者が人権課題への関心や意識を高める上 で多くの来館者へ啓発ができた。 地元開催の公式戦は、若年層の来 場者が多く、娘子で人権について考えてもうか こどができるなど、効果的な啓発ができるこだ ら、今後も継続して実施していく。 Web講演会については、SNS等のインター ネット上での人権教育が問題となっている中 で、情報モラルや人権に関する正しい知識を 持つてインターネットを利用するることについて情 報提供を行うことが出来た。県民の関心の高い、 テーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必 要がある。	2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (1)島根スナオマジック協賛試合における人権啓発活動 地元開催の公式戦会場でゲームスマッシュンサーとして啓発活動を実施 (2)人権週間告知広報 ・県庁ロビー、浜田合庁、浜田市立中央図書館での啓発パネル、 人権啓発ポスター・コンクール入賞作品等展示 (3)街頭啓発活動 啓發チラシ、啓發物品配付等
				3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2021 日時：10月24日(日) 場所：壱南市加茂文化ホール ラメール 内容：作曲朗読、展示等 ☆代替事業 ①児童・生徒学習用の啓発パンフレットを作成し、学校・公民館等への 配付 配布先：737箇所 ②人権啓動動画制作、YouTubeでの配信 ③人権啓発ホスター制作、市町村、ショッピングセンター、銀行等へ配 付	R3年度、R3年度は新型コロナウイルス感染 症の中止となつた。 様々な人権問題を理由とする偏見や差別を 解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権 を身近なものとしてもらう機会として重要 な事業である。Web参加等も検討し、工夫して 開催する。	3 その他の啓発広報事業 (1)しまね人権フェスティバル2022 新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予 定 日時：10月16日(日) 場所：壱南市加茂文化ホール ラメール 内容：人権啓発ポスター・コンクール表彰式、展示等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
5			(3)人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時：10月24日(日) 場所：臺南市加茂文化ホールラメール 内容：ワークショップ、啓発展示等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和3年6月～9月 応募点数：1,239点	小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会となつており、また応募作品を広く紹介するなどにより県民への啓発が図られるこれから、今後も継続して実施する。	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時：10月16日(日) 場所：臺南市加茂文化ホールラメール 内容：ステージイベント ・県民を対象とした講演会 テーマ：性的指向、性自認等(LGBT等) 日時、場所については未定
			(4)人権啓発ポスターコンクール 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和3年6月～9月 応募点数：1,239点	(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りつぶる」(冊子)の発行 ②ライブリーチャンネル(DVD、図書、パネル等の貸出) ③リーフレット等の配布	研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等の影響でライブリーチャンネルの利用者数が減少しており、今後もライブリーチャンネルの感染対策の徹底やDVD・図書等の充実に併せて、利用促進を図っていく必要がある。	(4)人権啓發ポスターコンクール 募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター 募集対象：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒 募集期間：令和4年6月～9月 応募点数：1,239点
			4 地域人権啓發活動活性化事業(市町村委託事業) 内 容：講演会、パネル展示、啓発物品配付等	4 地域人権啓發活動活性化事業(市町村委託事業) 内 容：講演会、パネル展示、映画上映会、啓発物品配付等	各市町村の事情に応じた事業が実施されており、効果的な啓発活動となつた。	4 地域人権啓發活動活性化事業(市町村委託事業) 内 容：講演会、パネル展示、映画上映会、ワークショップ等
			5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 内 容：講演会、映画上映会、ワークショップ等	5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 内 容：講演会、映画上映会、ワークショップ等	NPO等と連携して県民の人権意識を高めることで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 貴重な事業であり、今後とも継続していく必要がある。	5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 内 容：講演会、映画上映会、ワークショップ等
			人権・同和教育「PTA活動成績会」(人権同和教育課) 【開設】	人権・同和教育「PTA活動成績会」(人権同和教育課) 【開設】	①研究指定校 ○松江市立第一中学校(令和2・3年度) ・研究発表会 11月19日(木) 校内発表会 ○川本町立川本小学校(令和2・3年度) ・訪問指導 6月14日(月)、10月7日(木) ・研究発表会 12月2日(木) 校内発表会 ②実践モデル園 ○浜田市立石見幼稚園(令和3年度) ・訪問指導 6月16日(火)、10月21日(木) ・実践発表会 11月10日(水) 参加者51名	①研究指定校 ○臺南市立加茂中学校(令和4・5年度) ・研究指定に係る学校訪問 6月14日(火) ・訪問指導 11月16日(火) ○実践モデル園 ○松江市立たまゆ幼稚園(令和4年度) ・訪問指導 6月9日(木)、10月18日(火) ・事例研究等 8月23日(火) ・実践発表会 11月8日(火)
			②「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 ・参加者50名	②「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 ・参加者50名	②「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 ・参加者50名	②「PTA活動」育成事業 ・指定PTA連絡会及び人権教育研修会 ・参加者50名

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
5	子どもと家庭電話相談事業（青少年家庭課）	フリーダイヤルによる専用電話を設置し、専門相談員が子どもや家庭の問題について相談の対応	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 1月26日 13:30～16:00 オンライン会議19名出席 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の引き続き利用定着に向けて周知を図っていく。	子どもからの相談だけでなく、母親などからの不安や悩みの相談に応じており、児童虐待などの不安や悩みの相談の一助となつている。	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布	
6	③指導者の養成啓発指導者養成事業（人権情報の提供等）	各地域及び各種団体の指導者の養成	1 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場で3回シリーズで実施 2 社会人権教育・啓発専門講座 6月30日、7月6日、7月21日、8月3日 浜田市 ※隠岐講座 8月31日、9月1日、隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月30日、10月20日、11月5日、12月6日 大田市 4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 5 人権教育公民館等関係者研修 11月9日 松江市 11月30日 出雲市 9月14日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月29日 大田市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 講演内容を録画し、各団体で研修を実施 7 同和問題青年団体研修 12月4日 霞南市	子どもへの関わり方などの不安や悩みの相談の一助となつている。 引き続き利用定着に向けた周知を図っていく。 1.社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 霞南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施 2.社会人権教育・啓発専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 隠岐講座 9月1日、9月2日 隠岐の島町、西ノ島町(サテライト) 3.人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市 4.人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 出雲市 5.人権教育公民館等関係者研修 10月26日 松江市 11月16日 出雲市 11月22日 大田市 9月16日 浜田市 10月6日 益田市 6.実行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。R3 運営は全体での研修会は実施できなかつたが、 研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用 した。 7.参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前 向きで、効果的な研修となつている。	1 専用フリーダイヤルの設置 2 子どもと家庭の相談機関連絡会議 3 電話相談事業の周知 子どもと家庭電話相談室の広報と併せ、子どもに関わる相談電話全般の案内を掲載したカードを保育園児から高校生まで配布 4.新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 R3年度はやむなく中止とした。 5.市町村から推薦された意欲的な受講者が倘 い、地域での実践につながる充実した研修となっ た。 6.市町村から推薦された意欲的な受講者が倘 い、地域での実践につながる充実した研修となっ た。 7.市町村から推薦された意欲的な受講者が倘 い、地域での実践につながる充実した研修となっ た。 8.実行委員会形式による参加団体の主体的な 運営に大きな意義があることを確認している。R3 運営は全体での研修会は実施できなかつたが、 研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用 した。 9.参加者の意欲、学びに対する姿勢が共に前 向きで、効果的な研修となつている。	6 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 7 同和問題青年団体研修 12月初旬 大田市

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
6	人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などをして、学校教育・社会教育における人権教育の充実を図る。	現段階で社会教科書の発行の予定はない。 （学校教育編）の周知が進んだ一方で、社会教科書の発行を望む声もある。 ・社会教育における人権教育の理念を中心とするものが多く考慮している。 ・社会教育よりどころとなるものが多く考慮している。	社会教育主導事に「人権教育指導資料第2集（学校教育編）」の現段階で社会教科書の発行の予定はない。 現段階で社会教科書の発行の予定はない。		

I 人権教育・啓発の推進

2. 人権啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況		前年度までの成果・今後の目標等	
				令和3年度実施計画	令和4年度実施計画	事業主体:島根県	事業主体:島根県
7	(1)企業等における人権啓発の推進	人権啓発講演会開催事業 (中小企業課)	中小企業者の役職者等に対する「人権啓発講演会」の開催	<p>1. 事業主体:島根県 2. テーマ:若年性認知症の理解 3. 開催日:令和4年2月5日 4. 場所:サンアドむらさき 5. 講師:認知症の人と家族の会 島根県支部 代表 黒松 基子</p> <p>性別・年齢・国籍など様々な属性を受け入れることで、多様性を活かすことを通して、人権に関する知識と認識を深め、人権意識の高揚につながることを学ぶことができた。企業や組織の力になることを学ぶことにより、企業が社会に果たすべき責任はますます重要となるており、公正な採用や人権問題の取り組みによって、差別のない職場づくりを進められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。</p>	<p>1. 性別・年齢・国籍など様々な属性を受け入れることで、多様性を活かすことを通して、人権に関する知識と認識を深め、人権意識の高揚につながることを学ぶことにより、企業や組織の力になることを学ぶことができる。企業が社会に果たすべき責任はますます重要となるており、公正な採用や人権問題の取り組みによって、差別のない職場づくりを進められていることから、今後も講演会の開催を継続していく。</p>	<p>1. 事業主体:島根県 2. テーマ:未定 3. 開催日:未定 4. 参加者:未定</p> <p>1. 补助金交付先 島根県商工会連合会 2. 补助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 商工団体の同和問題研修会を開催する意義向上 に役立てるこどができた。 今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担つてもうことにより人権教育・啓発を推進する。 4. 参加者:未定</p>	<p>1. 补助金交付先 島根県商工会連合会 2. 补助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 商工団体の同和問題研修会を開催する意義向上 に役立てるこどができた。 今後も事業を継続し、商工団体役員に企業等への指導的役割を担つてもうことにより人権教育・啓発を推進する。 4. 参加者:未定</p>
	人権同和対策研修事業 (中小企業課)	人権同和問題研修会の開催 員研修会の開催	人権同和問題研修会の開催	<p>1. 补助金交付先 島根県商工会連合会 2. 补助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:令和3年11月17日 -テーマ:「身近なところにあるセクハラ・パワハラ」 -講師:小村俊介 心理士事務所 代表 小村俊介 4. 参加者 21名</p>	<p>1. 补助金交付先 島根県商工会連合会 2. 补助対象経費 人権同和問題研修推進員研修会開催経費 3. 実施内容 ・開催日:令和3年11月17日 -テーマ:「身近なところにあるセクハラ・パワハラ」 -講師:小村俊介 心理士事務所 代表 小村俊介 4. 参加者 21名</p>	<p>公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促しました。今後も引き続き啓発に努める。</p>	<p>公正な採用選考についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布、就職フェアなどで県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促します。今後も引き続き啓発に努める。</p>
	雇用促進事業 (雇用政策課)	公正な選考採用についての広報啓発の実施	公正な選考採用についての広報啓発の実施	<p>公正な選考採用についての啓発する資料を作成し、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。</p>	<p>公正な選考採用についての啓発する資料を作成し、県内ハローワークへの配布、就職フェアなどの配布を行い、県内事業所に対し就職差別の解消による公正な採用選考の実施を促す。</p>	<p>1. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体の同和問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組めるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に対する理解促進に寄与するように、継続的な研修会を実施する。(1)テーマ:(①)同和問題は、「いま!」「部落差別事象」の事例から考え る~ (2)講師:①島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 ②厚生労働省農林漁業安定部職業対策課 各公共職業安定所職員 2 開催場所等 (1)場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2)日程:10月~11月 (3)参加人数:207名(4地区合計)</p>	<p>1. 「みんなで豊かな農林漁業」人権啓発委託事業 農林漁業団体役員が人権問題に対する理解と認識を深め、自ら人権問題解決に向け取り組めるよう、職場研修の中心である同和対策推進担当者等を対象に、人権問題に対する理解促進に寄与するように、継続的な研修会を実施する。(1)テーマ:(①)同和問題は、「いま!」「部落差別事象」の事例から考え る~ (2)講師:①島根県人権啓発推進センター 啓発指導講師 ②厚生労働省農林漁業安定部職業対策課 各公共職業安定所職員 2 開催場所等 (1)場所:隠岐・浜田・出雲・松江の4地区で実施 (2)日程:10月~11月 (3)参加人数:207名(4地区合計)</p>
8	(2)地域社会 人権啓發事業 (人権同和対策課)	人権啓發事業 (人権同和対策課)	イベントや媒体広報など親しみやすい啓発活動の実施	<p>1. 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓發事業 県立図書館など県内各地で啓発展示了行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>	<p>1. 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓發事業 県立図書館など県内各地で啓発展示了行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>	<p>1. 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓發事業 県立図書館など県内各地で啓発展示了行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>	<p>1. 差別をなくす強調月間(7月12日～8月11日)広報啓發事業 県立図書館など県内各地で啓発展示了行い、多くの来館者へ啓発ができた。</p>

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画	
8				<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業</p> <p>(1) 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動</p> <p>地元開催の公式戦会場でゲームスポットとして啓発活動を実施</p> <p>日時：12月19日(日)</p> <p>場所：松江市総合体育馆</p> <p>(2) 人権週間告知広報</p> <p>・県庁ロビー、浜田市立中央図書館での啓発パネル、 人権啓発ポスター、入賞作品等展示</p> <p>(3) 街頭啓発活動</p> <p>啓発チラシ、啓発物品配付等</p>	<p>会場で実施したアンケートでは、9割以上の回答者が人権課題への関心や意識を高める上位に立つと答えている。</p> <p>スポーツ組織と連携した事業は、若年層の来場者が多く、親子で人権について考えてもうることができるなど効果的な啓発ができるしく。</p> <p>Web講演会については、SNS等のインターネット上での人権侵害が問題となっている中で、情報モラルや人権を利用する正しい知識を持つてインターネットを利用することについて、県民の関心の高いテーマでもあり、今後も研修等で取り上げる必要がある。</p>	<p>2 人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業</p> <p>(1) 島根スサノオマジック協賛試合における人権啓発活動</p> <p>地元開催の公式戦会場でゲームスポットとして啓発活動を実施</p> <p>(2) 人権週間告知広報</p> <p>・県庁ロビー、浜田市立中央図書館での啓発パネル、 人権啓発ポスター、入賞作品等展示</p> <p>(3) 街頭啓発活動</p> <p>啓発チラシ、啓発物品配付等</p>	<p>3 その他啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2022</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予定</p> <p>日時：10月16日(日)</p> <p>場所：雲南市加茂文化ホール ラメール</p> <p>内容：人権啓発ポスター、展示等</p>
				<p>3 その他の啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2021</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予定</p> <p>日時：10月24日(日)</p> <p>場所：雲南市加茂文化ホール ラメール</p> <p>内容：作文朗読、展示等</p> <p>☆代賛事業</p> <p>①児童・生徒学習用の啓発パンフレットを作成し、学校・公民館等への配付</p> <p>配布先：737箇所</p> <p>②人権啓発動画制作、YouTubeでの配信</p> <p>③人権啓発ポスター制作、市町村、ショッピングセンター、銀行等へ配付</p>	<p>R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。</p> <p>様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向けて、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会として実施する。</p>	<p>3 その他啓発広報事業</p> <p>(1)しまね人権フェスティバル2022</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため、ハイブリッド方式により実施予定</p> <p>日時：10月16日(日)</p> <p>場所：雲南市加茂文化ホール ラメール</p> <p>内容：人権啓発ポスター、展示等</p>	<p>(2)人権を考える県民のつどい</p> <p>日時：10月16日(日)</p> <p>場所：雲南市加茂文化ホール ラメール</p> <p>演題：(仮)虐待の器を生き抜いて 命の鼓動</p> <p>講師：島田 紗子さん (一財)児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長等</p> <p>・県民を対象とした講演会</p> <p>テーマ：性的指向、性自認等(LGBT等)</p>
				<p>(2)人権を考える県民のつどい</p> <p>10月24日(日) 雲南市</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため対面での講演は中止し、Web講演会を実施した。</p> <p>演題：スマホ世代の子どもはどう向き合うか ～おどなの知らない子どもとの世界～</p> <p>講師：石川 結貴さん(作家)・ジャーナリスト</p> <p>配信期間：10月22日(金)～28日(木)</p> <p>視聴者数：300名</p>	<p>小学校から高校までの児童・生徒が人権について理解を深める機会などについており、また応募作品を広く紹介することにより県民への啓発が図られることがから、今後も継続して実施する。</p>	<p>(4)人権啓発ポスター、展示等</p> <p>募集内容：人権尊重の意識を高めるポスター</p> <p>募集対象：県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童・生徒</p> <p>募集期間：令和4年6月～9月</p>	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
8			(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りつぶる」(冊子)の発行 ②ライブラー事業(DVD、図書、ハネル等の貸出) ③リーフレット等の配布	研修時の利用案内の配布、HPを活用した周知等を行っているが、新型コロナウイルス感染症の経験でライブラーの利用者数が減少しており、今後もライブラーの感染対策の徹底やDVD・図書等の充実を図っていく必要がある。	(5)啓発資料整備・提供 ①広報誌「りつぶる」(冊子)の発行 ②ライブラー事業(DVD、図書、ハネル等の貸出) ③リーフレット等の配布	
			4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、ハネル展示、啓発物品配付等	各市町村の実情に応じた事業が実施されおり、効果的な啓発活動となった。	4 地域人権啓発活動活性化事業(市町村委託事業) 実施市町村:全市町村 内容:講演会、ハネル展示、啓発物品配付等	
			5 みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等	県民の人権意識を高める貴重な機会として、今後とも積極的に活用していく必要がある。	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 委託団体数:15団体 内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等	
			人権施策調整事務 (人権同和対策課)	人権教育や人権啓発に関する表彰功労者に対する感謝状 表彰対象:未定 しまね人権フェスティバルで表彰	R2、3年度は実績なし。 近年減少傾向にあるため、要領の見直しを検討する。	人権教育啓発功労者に対する知事感謝状 表彰対象:未定 しまね人権フェスティバルで表彰
						※令和4年度中の要項改正を検討中

I 人権教育・啓発の推進

3. 特定職業従事者に対する人権研修等の充実

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
9	①公務員 ②ハンセン病患者等 ③自治研修所 ④人事課	人権・同和問題職員等 研修事業 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施 ①座学研修 6～7月 8回 240人 ②ハンセン病患者等現地研修 開催日及び参加人数 10月8日13人、10月15日24人、10月29日20人 合計57人	1. 人権・同和問題職員研修会の実施 ①ハンセン病患者等現地研修 開催時期及び回数 7月2回、11月1回 ※7月1日現在 7月8日、11月募集中 2. 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 8～11月 7回 471人	いすれの研修も、それぞれの職務・階級に必要な研修であり、今後も、着実に実施していく必要がある。 H27年度から取り組んでいるハンセン病患者等現地研修について。 所現地研修についても引き続き実施していく。	1 人権・同和問題職員研修会 ①座学研修 6～7月 8回 261人(予定) ②ハンセン病患者等現地研修 開催時期及び回数 7月2回、11月1回 ※7月1日現在 7月8日、11月募集中 2 地域別新規採用職員等人権・同和問題研修会 8～11月 7回 460人(予定)
		障保館職員等の研修の実施	障保館職員等前期研修会 日時：1月11日 参加者数：延43人 障保館職員等後期研修会 中止	障保館職員として、LGBT等について正しい理解と認識を深め、LGBT等の方の人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に取り組む。	障保館職員等の相談能力等の資質向上、障保館の運営手法に係る情報交換、関係制度理解、専門知識の獲得のため有効であり、今後も実施していく。	3 LGBT等への理解を深めるための県根県職員ハンドブックの作成 内容：県職員として知っておくべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等 受講者数：延50人(予定)
		自治研修所の研修	自治研修所の階層別研修 ①において人権・同和問題についての研修を実施	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数：県職員177人、市町村293人 2. 一般職員第Ⅰ課程研修 受講者数：県職員82人、市町村105人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数：県職員48人、市町村40人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数：市町村153人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数：県職員109人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数：県職員75人、市町村104人	各階層の特性や他の受講機会等を勘案した効果的な研修の実施に努める	1. 新規採用職員研修(行政職、医療業務職、技能労務職) 受講者数：県職員135人、市町村355人 2. 一般職員第Ⅱ課程研修 受講者数：県職員135人、市町村155人 3. 中堅職員(医療業務職)研修 受講者数：県職員40人、市町村55人 4. 管理監督者第Ⅰ課程研修 受講者数：市町村180人 5. 新任グループリーダー・企画幹研修 受講者数：県職員140人 6. 新任課長研修、管理監督者第Ⅲ課程研修 受講者数：県職員100人、市町村160人
		職員研修 (人事課)	職がいい(者)理解に関する職員研修の実施	発達障がいの内容・特性の理解を深めたために実施した。想定を上回る応募があり、引き続き実施していく必要がある。	開催時期：8～9月 ・開催場所：県内3ヶ所(東部、西部、隠岐) ・参加者数：東部 215名(午前、午後2回開催) 西部 61名 隠岐 5名	開催時期：9～11月(予定) ・開催場所：県内3ヶ所(東部、西部、隠岐)(予定)

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
9	地域行政関係者研修会 (人権同和教育課)	地域行政関係者研修会 (人権同和教育課)	学校における人権教育 の推進に資する教職員 研修の実施	・開催時期：8～12月 ・開催場所：県内9会場 (松江、豊南、出雲、大田、川本、浜田、益田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数：2, 313人	自治体職員はもとより、人権擁護委員、民・ 県議会議員、隣保組員、社会福祉協議会職員、 民間人権委員、障害保険職員、社会保険職員、 といった、特に権尊重の観点を持った研修であり、今 後も、べき立場の者を対象とした研修について必要がある。 後も、着実に実施していく必要がある。	・開催時期：8～12月 ・開催場所：県内9会場 (松江、豊南、出雲、大田、川本、浜田、益田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数：1, 500人(予定)
10 ②教職員	人権教育研修講座 (人権同和教育課)	人権教育担当主任等研修	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 松江会場 6月22日(火) 受講者 100名 ・松江会場 出雲会場 6月17日(木) 受講者 100名 ・出雲会場 浜田会場センター 6月24日(木) 受講者 87名 ・浜田会場 益田会場 6月8日(火) 受講者 49名 ・隠岐会場 隠岐会場 6月1日(火) ○内容 1講義 1 「人権教育担当主任等の役割について」 2講義 2 「人権教育の経験年数や二回目 差があることか ら過去3年の間に受講歴がない方はオーデマ ンド動画の事前視聴を必須としていく。」 3説明 3 「県内のいわゆる「人権教育の推進状況について」 4講義 4 「学校と福祉の連携が認められる学校について」 5講義 5 「性の多様性が認められる学校について」 6情報交換 6「人権教育全体会計画について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事	・対面形式を大切にし、演習や意見交換の場面 も設けることで、学びや気づきの多い研修とし たいという思いから、パーテーション、ドアワ ードなどの新型コロナ感染症の拡大や 防のため工夫をしながら行った。 ・提供した研修資料については概ね「わかりや すかった」と好評をいたしました。 ・受講者の経験年数や二回目 差があることか ら過去3年の間に受講歴がない方はオーデマ ンド動画の事前視聴を必須としていく。 ・午前中に県立学校等と中学校、午後から小学校 ごとに分けた半日開催とする。	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 松江会場 6月21日(火) ・松江会場 出雲会場 6月23日(木) ・出雲会場 浜田会場センター 6月16日(木) ・浜田会場 益田会場 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐会場 6月1日(水) ○内容 1 講義 「県内のいわゆる「人権教育の推進状況について」 2 情報交換 「校内研修について」 ※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事	・開催時期：8～12月 ・開催場所：県内9会場 (松江、豊南、出雲、大田、川本、浜田、益田、益田、隠岐(島前・島後)) ・参加数：1, 500人(予定)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
10			6. 新任講師等研修(人権教育) ○会場・期日 ・松江・鷲崎4月27日(木) ・浜田・益田4月21日(水) ・出雲5月7日(金) ○内容 人権教育について	・学校の教職員に必要な「人権感覚」の内容を 中心とした。オンラインマンド実施ではあつたが、講 義にあわせて演習も取り入れることで、日々の 教育活動につながる研修を実施することができる た。	6. 新任講師等研修(人権教育) ○会場・期日 東部4月19日(火)、西部4月22日(金) ○内容 人権教育について	6. 新任講師等研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育) ○会場・期日 松江合併 5月27日(金)、浜田教育センター5月26日(木) ○内容 「人権教育」 ～人権に關わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～
			7. 管理職研修(新任副校長・教頭対象)(人権教育) ○会場・期日 松江合併 5月28日(金) ○内容 「人権教育」 ～人権に關わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～	・より多角的な視点から受講者の「進路保障」 の理解を深めることにつながり、豊かな人権感 覚に支えられた管理職としての資質・能力の向 上に資することができた。 ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教 育課、保健体育課等の他課と連携する形での 実施もしていきたい。	7. 管理職研修(新任副校長対象)(人権教育) ○会場・期日 松江合併 5月27日(金) ○内容 「人権教育」 ～人権に關わる問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～	8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) ○会場・期日 教育センター 5月24日(火) オンライン ○内容 よりよい教職員集団づくりのあり方を考える
			8. 管理職研修(新任校長対象)(人権教育) ○会場・期日 教育センター 5月25日(火) ○内容 よりよい教職員集団づくりのあり方を考える	・事務職員が「進路保障」の理念を理解するこ とで、経済的困難を抱える家庭の状況の把握 が可能になり、学校全体としての取組が進めや すくなる。その実機となるような研修であった。	9. 小・中学校事務職員新任研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 12月2日(金) ○内容 人権教育を進めるために	9. 小・中学校事務職員新任研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 12月2日(金) ○内容 人権教育を進めるために
			9. 小・中学校事務職員新任研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 12月3日(金) ○内容 人権教育を進めるために	・より多角的な視点から受講者の「進路保障」 の理解を深めることにつながり、豊かな人権感 覚に支えられた管理職としての資質・能力の向 上に資することができた。 ・教育指導課子ども安全支援室や特別支援教 育課、保健体育課等の他課と連携する形での 実施もしていきたい。	10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育) ○会場・期日 R4年度は、人権教育のテーマは、なし ○内容 人権教育の視点から考える学校経営 ～問題事象の捉え方や教職員の関わり方を考える～	10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育) ○会場・期日 R4年度は、人権教育のテーマは、なし ○内容 人権教育を進めるために
			10. 小・中学校等校長学校経営実践研修(人権教育) ○会場・期日 ・オンラインマンド配信 ○内容 人権教育の視点から考える学校運営 ～人権教育の視点から考える学校運営～	・事務職員が「進路保障」の理念を理解するこ とで、経済的困難を抱える家庭の状況の把握 が可能になり、学校全体としての取組が進めや すくなる。その実機となるような研修であった。	11. 小・中学校等教育学校運営実践研修(人権教育) ○会場・期日 R4年度は、人権教育のテーマは、なし ○内容 人権教育を進めるために	11. 小・中学校等教育学校運営実践研修(人権教育) ○会場・期日 R4年度は、人権教育のテーマは、なし ○内容 人権教育を進めるために
			11. 小・中学校等教職員集団づくりの在り方を考える～ ～よりよい教職員集団づくり～	・事務職員が「進路保障」の理念を理解するこ とで、経済的困難を抱える家庭の状況の把握 が可能になり、学校全体としての取組が進めや すくなる。その実機となるような研修であった。	12. 小・中学校事務職員主幹研修(人権教育) ○会場・期日 ・教育センター 10月8日(金) ○内容 人権教育を進めるために	12. 小・中学校事務職員主幹研修(人権教育) ○会場・期日 ・教育センター 6月17日(金) ○内容 人権教育を進めるために
			12. 小・中学校事務職員主幹研修(人権教育) ○会場・期日 ・教育センター 10月8日(金) ○内容 人権教育を進めるために	・新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 オンライン 1月26日(水) ○内容 人権教育を進めるために	13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 教育センター 1月25日(水) ○内容 人権教育を進めるために	13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 浜田教育センター 1月25日(水) ○内容 人権教育を進めるために
			13. 新規採用幼稚園教諭研修(人権教育) ○会場・期日 オンライン 1月26日(水) ○内容 人権教育を進めるために	・新規採用幼稚園教諭研修は、その後の 発達段階に応じた取組の基盤となる大切な部 分を占めている。 ・教職員に必要な「人権感覚」の内容を中心と し、演習を取り入れることで、日々の教育活 動につながる研修を実施することができた。		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
10	人権共同和教育研修支援事業 (総務部総務課)	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権・同和教育研修の実施経費の助成	今後も、私立幼稚園、中学・高校、専修・各種私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権教育を維持して推進する必要がある。	私学団体等が実施する私学教職員を対象にした人権教育研修の実施経費の助成	
11	③警察職員 （保健人材育成課）	警察職員への人権教育の浸透（保健人材育成課）	各種研修に沿った職務倫理及び人権についての教養の実施	1 採用・昇任時、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 2回 112人 イ 職務倫理教養 51回 1,028人 イフ 盲学校研修 2回51人 (2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) ア 職務倫理教養 8回 63人、人権教養2回30人 (3) 昇任時教養(一般職系長・主任) 職務倫理教養 1回 8人、人権教養2回18人 (4) 採用5年目研修 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 29回 269人 2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 63人	採用・昇任時教養、各種専門研修等において、人権教養を必須科目として組入れ、また、警察厅主催の研修への派遣、各所屬における部外講師による教養等の派遣実施をしたことによって、人権職務倫理による意識向上を実現成し、実際にそれに配意した職務執行を実施今後も継続的な教養を行い、適切な職務執行に努める。	1 採用・昇任時教養、各種専門研修における人権等に関する研修の実施 (1) 採用時教養(初任科・初任補修科) ア 人権教養 4回 134人 イ 職務倫理教養 66回 1,387人 イフ 盲学校研修 2回32人 (2) 昇任時教養(警部補・巡査部長) 職務倫理教養 8回 63人、人権教養2回30人 (3) 昇任時教養(一般職系長・主任) 職務倫理教養 2回10人、人権教養2回18人 (4) 採用5年目研修 各種専門教養(県任用科・専科) 職務倫理教養 33回 298人 2 その他の部外講師による人権教養の実施 障がい者・発達障害に関する教養 1回 63人
12	④医療関係者	県立病院職員への人権教育の浸透 (病院局)	公務員としての人権尊重の向上や、患者に対するインフォームドコンセントの徹底など患者の人権の提供のための研修の実施	新規採用職員対象人権同和職員研修 ①4月5日 13:50～15:20 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員・R2年度中途採用者対象人権同和職員研修 6月23日 10:30～12:00 ※中央病院、こころの医療センター合同 13:00～14:30	今後も、医療従事者として患者の人権に立つとともに、医療を提供するために、人権研修を継続して取り組む。	・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月4日 13:00～14:30 ※中央病院、こころの医療センター合同 ・新規採用職員対象人権同和職員研修 4月7日 9:00～10:30 ※中央病院、こころの医療センター合同
		人権施策の推進 (医療政策課)	医療関係者の人権問題	・人権・同和問題研修(全職員対象) ①「二つの医療センター」 9月24日、28日、30日、10月1日、4日、5日、6日、7日、11日 ②人権問題研修 1月31日、2月2日、3日、4日、7日、9日、10日 ・人権・同和問題研修(全職員対象) 「二つの医療センター」 7月～12月 人権啓発推進センター主催公開講座 (テレビ会議システム利用) 2月10日 人権同和問題懇談場研修兼メンタルヘルス研修	引き続き、関係団体等に対し、機会のあることに依頼 を図るために研修・教育の実施の要請を機会あるごとに依頼	関係団体等に対し、機会のあることに依頼

No	基本方針 ⑤福祉関係 者	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
13	中堅民生委員・児童委員研修会の実施 (地域福祉課)	研修会の実施	中堅民生委員・児童委員研修、法定単位民生存児童委員協議会会長研修 において、人権問題に関する講義等を行った。 中堅民生委員児童委員研修会・年3回実施 各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう、県及び県民児協から指導・助言を行った。	民生存児童委員の役割活動が地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解したくとも、自らの支援活動の中でのような配慮が必要かを、学んでいたくことができた。 今後も継続した取組みを行っていく。	中堅民生存児童委員研修、法定単位民生存児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を行う。 また、各市町村民児協においても全委員を対象に人権問題に関する研修が実施されるよう、県及び県民児協から指導・助言を行う。	中堅民生存児童委員研修、法定単位民生存児童委員協議会会長研修において、人権問題に関する講義等を行う。
	福祉施設役職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	県社会協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員・専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、人権問題に関する講義等を実施。 人権権利擁護研修(5会場)計157名が受講済み	人権問題について学んでいたくことができた。今後も継続した取り組みが必要である。	引き続き、県社会協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員・専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ。	引き続き、県社会協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員・専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あるいは演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ。
	日常生活自立支援事業 (地域福祉課)	研修会の実施	県社会協が実施する「生活支援員研修会」(生活支援員・専門員、市町村社協担当職員を対象とした研修会)において、講義あわせて演習形式で、対人援助を行う者として人権についての基本的な姿勢を学ぶ研修を実施。	生活支援員の活動が、地域住民の権利擁護に深く関わっていることを理解していただくとともに、様々な人権課題を学んでいたくことができた。今後も継続した取り組みが必要である。	実施時期:10月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加予定人数:計150名	実施時期:10月 実施場所:3会場(東部、西部、隠岐) 参加予定人数:計150名
	生活保護関係職員研修事業 (地域福祉課)	研修会の実施	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、查察指導員等) 人数:33名	様々な生活困難を抱える対象者に接して生活保護業務を遂行する市町村福祉事務所の新任職員の人事意識を向上させることができた。	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、查察指導員等) 人数:33名	生活保護新任職員研修において、人権に関する講義を実施 対象:県内福祉事務所の生活保護担当新任職員 (ケースワーカー、查察指導員等) 人数:33名
	児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	研修会の実施	新型コロナウイルス感染症により以下1の事業は中止とし、2の事業を実施した。	ミーティング事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった。合同研修会については、職員の児童処遇のスキルアップになつており、今後も入所する児童の特性に応じた研修内容を企画し、職員の交換する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。	1. 施設入所児童ミーティング事業 2. 合同職員研修事業	1. 施設入所児童ミーティング事業において重要な意見及び要望を施設運営に反映することが重要であるため、各施設の入所児童が相互交流し、施設での生活等に改善する事業を実施し、施設での活動促進と施設運営の改善に繋げる。 2. 「児童の権利条約」の理念、新たな社会的養育ビジョンに基づく小規模化・地盤分散化での施設運営や、差違がいなど困難を抱える児童が増加している状況の中で、施設職員からの生活指導等の意見発表や今後取り組むべき課題について意見交換を行うことにより、児童福祉施設職員としての資質向上、児童の処遇向上に繋げる。
	児童福祉施設児童処遇向上事業 (青少年家庭課)	研修会の実施	児童福祉施設における児童処遇及び職員指導技術向上のための研修事業等の実施	新型コロナウイルス感染症により以下1の事業は実施した。 1. 施設入所児童ミーティング事業 2. 合同職員研修事業	児童入所施設等の職員の専門性、養育の技術の向上のための研修を実施した。(委託事業) 開催日:令和3年12月13日 講義内容:「つなぎ保育について」 開催方法:Web会議方式により実施	児童入所施設等の職員の専門性、養育の技術の向上のための研修を実施した。(委託事業) 開催日:令和3年12月13日 講義内容:「つなぎ保育について」 開催方法:Web会議方式により実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等
14 ⑥消防職員 消防防衛員の人权教育の 推進	消防防衛員の人权教育の 実施 (消防総務課)	消防学校の初任・経合教育、特别教育(研修教育)、初級幹部科に対する人權教育の実施	消防学校における講義等に人權教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人權教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人權教育の推進を図っていく。 講義内容: 最近の人权問題 ハラスメントについて 受講人数: 35名 ①開催日: 令和3年4月20日(火) 講義内容: あいサポート研修 受講人数: 35名 ②開催日: 令和3年4月26日(月) 講義内容: あいサポート研修 受講人数: 35名 (2)特别教育(研修教育)における人權教育の実施 ①開催日: 令和3年5月19日(水) 講義内容: ハーハラスメントを中心とした研修 受講人数: 13名 (3)初級幹部科における人權教育の実施 ①開催日: 令和3年10月19日(火) 講義内容: ハーハラスメントを中心とした研修 受講人数: 14名	消防学校における講義等に人權教育を組み込むとともに、各消防本部においても各種人權教育の受講機会を確保するなど働きかけ、消防職員の人權教育の推進を図っていく。 講義内容: 人權尊重の観点に立った職務の遂行について ①開催日: 令和4年4月15日(金) 講義内容: 人權尊重の観点に立った職務の遂行について 受講人数: 40名 ②開催日: 令和4年4月25日(月) 講義内容: あいサポート研修 受講人数: 40名	消防学校の初任・経合教育、特別教育(研修教育)、初級幹部科及び中級幹部科における人權教育の実施 (1)初任・経合教育における人權教育の実施 講義内容: 人權尊重の観点に立った職務の遂行について ①開催日: 令和4年4月15日(金) 講義内容: 人權尊重の観点に立った職務の遂行について 受講人数: 40名 ②開催日: 令和4年4月25日(月) 講義内容: あいサポート研修 受講人数: 40名
15 ⑦マスメディア ア関係者	マスメディア関係者への 取組み要請 (広聴広報課)	マスメディア関係者への取組み要請 (広聴広報課)	知事・島根報道クラブ意見交換会において人權教育を要請する予定としていたが、令和3年度においても、同意見交換会が実施されなかつたため、県記者室に人權教育の要請文書を提示。	今後も島根県報道クラブ加盟各社に直接要請できる機会の確保に努める。	知事・島根報道クラブ意見交換会において人權教育を要請する ・開催日: 令和5年2月 ・参加者: 報道各社支局長級職員

Ⅱ 各人権課題に対する取組

1. 女性

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
16	①男女平等を推進する教育・啓発	男女共同参画の理解促進事業 (女性活躍推進課)	男女共同参画セミナー「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施により、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。今後も、それぞれの世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。	1. 男女共同参画推進員養成支援及び市町村担当者研修 ・男女共同参画セミナー及び市長村長担当者研修の開催 ・基礎研修: 松江市、浜田市、大田市 各1回 ・資質向上研修: 松江市、浜田市 各1回 ・アクティブラーニング研修: 県内2カ所 各1回 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (笠井市、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立灘林大学校、出雲コアレッジ、県立大学2キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 44件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 20件)	1. 男女共同参画セミナー「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施により、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。今後も、それぞれの世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (笠井市、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立灘林大学校、出雲コアレッジ、県立大学2キャンパス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 44件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 20件)	1. 男女共同参画セミナー「あすてらす」をはじめ、県内各地で様々な広報啓発等を実施により、男女共同参画の機運醸成が進み、男女ともに各年代で理解が進んできているが、一部の人たちには依然として固定的な性別役割分担意識が残っている。今後も、それぞれの世代に対しての啓発、理解促進に取り組んでいく必要がある。 2. 男女共同参画に関する講演会・研修会等の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 (笠井市、美郷町、西ノ島町 各1回) ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (県立灘林大学校、出雲コアレッジ、県立大学2キャンバス) 3. 男女共同参画に関する相談対応 (一般相談 44件、市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 20件)
		男女共同参画の理解促進事業「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」(平成16年3月作成)を改訂する。(女性活躍推進課)	男女共同参画の視点による公的広報の手引き(平成16年3月作成)を改訂する。監修は(公財)しまね女性センターへ委託し、手引きは県で作成する。	【新規事業】 1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育各学校においては、計画に則って校内研修が実施された。継続して教科会、学年会及び校内研修等において理解を深め、実践を積み重ねる必要がある。	「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」の改訂	1. 男女共同参画の視点による公的広報の手引きを改訂する。
		男女平等を推進する教育活動 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発指導における改訂(女性活躍推進課)	1. 家庭科、社会科、地理歴史科、公民科などの教科指導及び人権教育各学校の実現に向けた意欲を高めるような指導を行うように促す。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図ることも、性別に關する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。	「男女共同参画の視点による公的広報の手引き」の改訂	1. 男女共同参画の視点による公的広報の手引きを改訂する。 2. 校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高め共通理解を図ることも、性別に關する偏見や固定的な性別役割分担意識がないか再確認するよう促す。
	人権教育研修講座 (人権共同教育課)	学校における人権教育の推進による教職員の研修の実施	学校における人権教育の推進による教職員の研修の実施	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合併 6月21日(火) ・出雲会場 出雲合併 6月23日(木) ・浜田会場 浜田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合併 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合併 6月1日(水) ○内容 1.講義 I 2.講義 II 3.説明 4.講義 III 5.講義 IV 6.質疑交換 ※連携及び講師…人権共同教育課 指導主事	1. 人権教育担当主任等研修 ○会場・期日 ・松江会場 松江合併 6月21日(火) ・出雲会場 出雲合併 6月23日(木) ・浜田会場 浜田教育センター 6月16日(木) ・益田会場 益田合併 6月7日(火) ・隠岐会場 隠岐合併 6月1日(水) ○内容 1.説明 2.講義 3.説明 4.講義 5.講義 6.質疑交換 ※連携及び講師…人権共同教育課 指導主事	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
17	(2)男女がともに働きやすい職場環境の整備事業 (女性活躍推進課) （ワーク・ライフ・バランスの推進） 【再構】	男女共同参画の理解促進事業 「あすてらす」をはじめ、県内各地で広報啓発等を実施	男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で構造改革等を実施することにより、男女ともに年代別で理解が進んでおり、一部の人たちには依然として固定的な性別偏見が残っている。 今後も、それが他の地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理 解促進に取り組んでいく必要がある。	1.男女共同参画委員会及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サポーター及び市長・村長担当者研修の開催 ・男女共同参画サボー ・基礎研究会:松江市、浜田市、大田市、浜田市、大田市、各1回 ・品質向上上研修:松江市、浜田市、各1回 ・アクティブサポート一養成研修:松江市、浜田市、各1回 ・交流会:大田市 1回	男女共同参画セミナー「あすてらす」をはじ め、県内各地で構造改革等を実施するこ とにより、男女共同参画が進み、男女ともに年代別で理解が進んでおり、一部の人たちには依然として固定的な性別偏見が残っている。 今後も、それが他の地域の課題や実情を踏まえながら、幅広い世代に対しての啓発、理 解促進に取り組んでいく必要がある。	1.男女共同参画推進委員会及び市町村担当者研修 ・男女共同参画サボーター及び市長・村長担当者研修の開催 ・地域に向けた男女共同参画推進講座の開催 （奥出雲町、海士町 各1回） ・若者に向けた男女共同参画推進啓発講座の開催 (松江高専、県立農林大学校、県立大学松江キャンパス・出雲キャンバス)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況 前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
17	子育てしやすい職場づくり (促進事業 (女性活躍推進課)	子育てしやすい職場づくり (女性活躍推進事業)	子育てしやすい職場づくりができる支授策のPR そのため建設企業を訪問 の、それをきっかけとして、男女がともに働きやすい職場環境づくりに着手する建設企業を対象とする。 「休み方」「働きやすさ」の改善を推進する。	令和2年度以降新たに時間単位の年次有給休暇制度または育児短時間勤務制度等を就業規則に規定し、一定の制度利用実績のある中小・小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給する。 (支給件数 25件)	令和2年度に新設された本奨励金制度について、周知が進み、一定の制度導入数があつた。一定の制度利用実績のある中、小規模事業者等に対し、導入した制度数に応じて奨励金を支給する。 制度導入企業数を増やし、働きやすい職場環境づくりを整えるため、奨励金の積極的な周知を行っていく必要がある。
18	女性活躍推進員設置事業 (土木総務課)	女性活躍推進員設置事業	女性活躍推進員が女性活躍に係る支授策のPR そのため建設企業を訪問して、それをきっかけとして、男女がともに働きやすい職場環境づくりに着手する建設企業を対象とする。 「休み方」「働きやすさ」の改善を推進する。	(対象)県内建設事業者 (実施主体)県 (手法)松江商工会議所・島根県商工会連合会へ女性活躍推進員設置を (実施状況)訪問実績 152事業者	令和2年度訪問実績 92事業者 令和2～4年度で500事業者を訪問予定
18	③あらわせる分野における女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課) 【実施】	女性の参画促進・人材育成事業 (女性活躍推進課) 【実施】	政策・方針決定過程への参画促進 男女共同参画を推進するため、人材の育成	1. 女性の政策・方針決定過程への参画の推進 ・審議会等への女性の参画の実現に向け、女性人材情報リストの整備及び情報提供 (R3.4.1女性の参画率 47.0%) ・女性人材情報リストの整備及び情報提供 (R4.3.31現在 341名)	令和2年度訪問実績はH18年度県の審議会等への女性の参画率はH18年度以降40%以上となっているが、目標値50%の達成促進に向けて引き続き、女性の参画促進に向け、今後も引き続き、女性の委員がかかる。 また、島根県は女性の有業率は高いものの、管理的職業從事者に占める女性が「女性は働き難い」と感じている。このため、今後も女性が働きどり能力を十分に発揮できる、働き続けやすい職場環境の整備を進めいく必要がある。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
18			5.女性活躍おとし仕事と生活の両立のための環境づくり促進事業 ・男性の家事・育児参加促進事業 ・キャンペーンの展開、両親(父親)セミナーの開催、企業向けセミナーの開催等 ・女性活躍企業支援策事業 ・イクボスネットワーク(イクボスセミナーの開催等) ・「つづろかんぱりー認定企業(認定企業411社 表彰10社) ・一般事業主行動計画策定支援事業(企業へアドバイザーを派遣) ・女性活躍のための環境整備支援事業費補助金 ・女性の活躍応援企業扶助大事業 ・「つづろかんぱりー認定企業表彰(登録企業312社 表彰4社) ・しまね働く女性のきらめき応援会議の開催 ・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】 ・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】 ・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】		5.女性活躍おとし仕事と生活の両立のための環境づくり促進事業 ・男性の家事・育児参加促進事業 ・イクボスネットワーク ・つづろかんぱりー認定事業 ・一般事業主行動計画策定支援事業費補助金 ・女性活躍のための環境整備支援事業 ・「つづろかんぱりー認定企業扶助大事業 ・しまね女性の活躍応援企業表彰 ・しまね働く女性のきらめき応援会議 ・中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業【再掲】 ・子育てしやすい職場づくり促進事業【再掲】	
19	④DV等女性に対する暴力と防止の取組と支援	普及啓発事業 (青少年家庭課)	女性の参画促進・人材育成事業政治分野における男女共同参画啓発 ・育成する男女共同参画推進事業) (女性活躍推進課)	1.一般県民向け対象の講演会等の実施 ・公開日時：令和3年11月18日 ・テーマ「モラハラメント～不機嫌～」 ・講師 高山直子(カウンセラー) DV防止のための啓発・広報の実施 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施 3.しまね人権フェスティバルへの参画 ・バネル展示、リーフレット配布	1.一般県民向け公開講座を大田市、松江市の2会場で実施し啓発を行う事ができた。 DVの正しい理解と予防のためには、継続した啓発、予防教育が必要であり、特に若年層には重点的に取組む必要がある。今後も感染症予防等の措置を講じながら、状況に応じた啓発活動や研修等を実施していく必要がある。 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 3.しまね人権フェスティバルへの参画 ・バネル展示、リーフレット配布	1.一般県民向け対象の講演会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 2. DV防止のための研修会等の実施 ・DVに関する正しい理解を得られるよう各種研修会への講師派遣等を実施。 3.しまね人権フェスティバルへの参画 ・バネル展示、リーフレット配布

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
19	DV被害者等の保護及び支援に関する事業 (青少年家庭課)	DV被害者等の支援に関する事業機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 ・緊急時における一時保護事業 ニースに応じた自立に向けた支援を行う	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 ・緊急時における一時保護事業 ニースに応じた自立に向けた支援を行う	1. DV被害者や同伴児(者)の適切な保護及び自立支援に向けたネットワーク会議を開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・緊急時における迅速かつ安全な一时保護の実施と自立支援による支援体制の充実が必要である。	1. 女性に対する暴力対策及び自立支援の取り組み状況を書面にて開催し、関係機関の連携強化を図った。 ・緊急時における迅速かつ安全な一时保護の実施と自立支援による支援体制のため、関係機関との連携強化による支援体制の充実が必要である。	1. 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ・各機関の取り組み状況や国による新たな施策等について情報共有 ニースに応じた自立に向けた支援を行う
20	⑤相談体制 の充実	女性相談事業 (青少年家庭課)	女性相談センター等における女性相談所による相談 ・性暴力相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力が被害セントラルにおいて、性暴力被害に特化した相談支援を実施 ・市町村における機能強化にも努めた。 ・県の相談対応が機関内における支機能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力が被害セントラルにおいて、性暴力被害に特化した相談支援を実施 ・市町村における機能強化にも努めた。 ・県の相談対応が機関内における支機能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力が被害セントラルにおいて、性暴力被害に特化した相談支援を実施 ・市町村における機能強化にも努めた。 ・県の相談対応が機関内における支機能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。	1. 女性相談事業 ・女性相談センター、児童相談所での女性相談員による相談 ・弁護士相談、精神科相談の実施 ・相談担当者の対応力向上を図るために研修を実施 ・性暴力が被害セントラルにおいて、性暴力被害に特化した相談支援を実施 ・市町村における機能強化にも努めた。 ・県の相談対応が機関内における支機能力の向上や、相談者に最も身近な相談窓口である市町村の相談体制の更なる充実が必要である。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
20		3. 女性警察官による事情聴取	・ 刑事部の女性警察官による事務官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努めた。女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配意し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれることなく対応した。	・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努める。 ・ 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配意し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれることなく対応など組織で取り組む。	・ 警察官の体制確保に努める。 ・ 各警署の女性警察官だけでなく、被害者の意向を確認しながら、男性警察官が応援捜査するなど組織で取り組む。本部捜査員が応援捜査するなど組織で取り組む。	・ 刑事部の女性警察官に限らず、他部の女性警察官の体制確保に努める。 ・ 女性警察官のみでなく、性的マイノリティに配意し、被害者等の意向を確認しながら、性別にとらわれることなく対応など組織で取り組む。
	4. 性犯罪捜査資機材の整備	・ 各署において不足した代替着等の資機材の整備・補充を実施し、対応に万全を期した。 ・ 証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進するため、ワンストップ支援センター等と協議を実施した。	・ 引き続き、被害者の心情に配意した捜査を推進するため、必要な資機材の整備・補充に努めます。	・ 各署において不足した代替着等の資機材の整備・補充を推進するため、必要な資機材を整備する。 ・ ワンストップセンター支援センター等と連携を強化し、被害の届出をためらう被害者からの証拠資料採取を目的とした性犯罪証拠採取キットの整備を推進する。		
	関係機関との連携と相談員の対応能力向上（県警少年女性対策課）	DV事業にかかる関係機関との意見交換会の開催による相互支援体制の確立	各園域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し（コロナのため書面開催）、DV事業による女性の入居専宿について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図った。	各種事業を通じて情報共有を図り、相互に連携した体制をとつた。 今後も支援体制を強固なものにするため、連携強化を図っていく。	各園域において警察、女性相談センター、児童相談所による意見交換会を開催し、DV事業による女性の入居専宿について情報交換及び情報共有を行い、相互における支援体制の強化を図る。	

II 各人権課題に対する取組

2. 子ども

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
22	②はじめの問題 生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	小・中・義務教育学校を対象にした研修は2か所で実施し、残りの3か所は新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止とした。東西2か所において、全ての高・特別支援学校を対象に行った。	小・中・義務教育学校を対象にした研修は2か所で実施し、残りの3か所は新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点から中止とした。東西2か所において、全ての高・特別支援学校を対象に行つた。	学校に初めての本方針の見直しにより、適切な運用について考える機会となつた。また、生徒指導など「人権感覚」の関係について理解するなどにより、酒、薬などの虐待を考慮する機会となつた。	5カ所において、小・中・義務教育学校を対象にを行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。 東西2か所において、全ての高・特別支援学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。	
	「はじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) (教育センター)	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談器口を聞き取り、SNS相談への対応はじめ等の相談への対応	島根県教育委員会に相談を受け付ける電話及びSNS相談器口を聞き取り、「4時限子供SOSダイヤルとの接觸」SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施し、SNS相談の令和3年度実績は、392件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、はじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とし、「4時限子供SOSダイヤルとの接觸」SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施する。	引き続き、電話相談では、はじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接觸) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施する。	
	実態調査の実施 (教育指導課)	はじめの実態把握の実施	すべての小・中・義・高・特別支援学校における実態を把握するこどもとした。はじめ等の相談への対応	県内の小・中・義・高・特別支援学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出によりじめの状況を把握する。公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施し、SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施する。	すべての小・中・義・高・特別支援学校において、年3回の問題行動報告書Ⅰの提出によりじめの状況を把握する。公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施し、SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通して実施する。	
	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラーや教職員に配置し、児童生徒に対する資質の向上を図った。スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実し、スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実した。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。会計年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実し、スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実した。	臨床心理士など高度に専門的な知識・経験を有する者をスクールカウンセラー(県の会計年度任用職員)として学校に配置し、学校における教育相談体制の充実及び教職員に係る資質の向上を図る。会計年度も令和元年度に引き続き、スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実し、スクールカウンセラーや教職員による相談機能を充実した。	
	スクールソーシャルワーカー配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福祉の専門的知識を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任せられた18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道・浜田定期)に巡回配置するとともに、他の県立学校へワーカーの入札確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に携わることによって、学校での相続的な取組みは進んでいる。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー一事業の開拓強化や、スクールソーシャルワーカーの入札確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面を有するスクールソーシャルワーカー(各市町村で任せられた18市町村の教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境の問題に働きかけるために関係機関と連携・調整するコーディネートを行ったり、校内教育相談体制づくりを行ったりした。また、県立高校2校(宍道・浜田定期)に巡回配置するとともに、他の県立学校へワーカーの入札確保、資質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	

No	基本方針	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等
22	いじめ対応支援事業 (教育指導課)	いじめ等の生徒指導上の小・中学校の児童生徒に対してアンケートQIを実施することによって、個人の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。また、アンケートQIを活用して組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。	小学校3年生から中学校3年及び高等学校1年生の状態・学級集団の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、「アンケートQI」を実施し、初期対応の基礎とする。各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を促進し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子どもづくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る各学校の生徒会等においていじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を発表し、グループごとに協議しながら「絆」「波」「連携」という3つの柱を基に、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。また、子ども一人ひとりへの正しい理解と適切な支援について、学んだ受講者が研修内容を活用した取組の実践を行う。また、研修報告・実践報告により県内での取組の推進を図る。	小・中学校の生徒に対してアンケートQIを実施することによって、個人の状態・学級集団と個人の関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見、初期対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。また、アンケートQIを活用して組織的対応の実践により、児童・生徒が安心して過ごせる学校づくりを目指す。
	いじめ等の生徒指導上の小・中学校の児童生徒に対する指導者養成のための中央研修を実施し、その中の有効な取組を広く紹介する「しまね子どもづくりサミット」を浜田市で開催し、県内への取組の波及やいじめ等の防止に係る各学校の生徒会等においていじめ防止・早期発見・早期対応について、学んだ受講者が研修内容を活用した取組の実践を行う。また、研修報告・実践報告により県内での取組を図った。	いじめ等の生徒指導上の小・中学校の児童生徒に対する指導者養成のための中央研修を実施し、すべての児童生徒が安心して光美した生徒を送ることができる学校づくりに活用。いじめ防止を児童・生徒が主体的に取り組むという観点から中止とした。	いじめ等の生徒指導上の小・中学校の児童生徒に対する指導者養成のための中央研修を実施し、すべての児童生徒が安心して光美した生徒を送ることができる学校づくりに活用。いじめ防止を児童・生徒が主体的に取り組むという観点から中止とした。	いじめ等の生徒指導上の小・中学校の児童生徒に対する指導者養成のための中央研修を実施し、すべての児童生徒が安心して光美した生徒を送ることができる学校づくりに活用。いじめ防止を児童・生徒が主体的に取り組むという観点から中止とした。
	いじめ等の相談員配置事業 (教育指導課)	いじめ等の相談員配置事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。	いじめ等の相談員配置事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。	いじめ等の相談員配置事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
23 ③不登校への取組	引きこもり児童等自立支援事業 (青少年家庭課)	集団生活が苦手な児童等による集団指導する社会体験の機会を提供するなどにより相談・支援の実施	参加児童延べ人数 0名 (回り人數0名×0日×4周相) ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、令和3年度は各児童とも実施を取り止め。	今後も、集団生活が苦手な児童等の状態に即した段階的な支援を行っていく必要がある。児童相談所の支援の一環として、柔軟な対応が求められる。	児童相談所において、2泊3日で実施予定 各児童(各児童相談所1回ずつ) 計4回(各児童相談所1回ずつ) 参加児童延べ人數(予定) 120名 (回り人數10名×3日×4周相) ※新型コロナウイルスの感染状況により実施の可否を検討。	
	寒風調査の実施 (教育指導課)	不登校児童生徒の実態把握の実施	島根県単独調査として、各学期の不登校児童生徒及び不登校傾向児童生徒の実態を把握した。また、年度末調査として文部科学省調査を実施した。	継続して調査を実施し、県内の状況や特徴、効果的な取組等について周知を図る。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を教育、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置、運営)は、現在県内8市町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、益田市、邑南町、宍道町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。	
	教育支援センター等運営事業 (教育指導課)	教育支援センターの運営を担当する市町村にしまね市町村総合交付金を支給	令和3年度通室者237人と引き続き多くの児童生徒が自ら指路を利用する。不登校児童生徒が自らの進路を主目的に捉え、社会的自立を目指すための教育相談員を配置し、社会的自立として重要な歩みを確保できる場所として重要な役割を果たしている。	令和3年度通室者237人と引き続き多くの児童生徒が自ら指路を利用する。不登校児童生徒が自らの進路を主目的に捉え、社会的自立を目指すための教育相談員を配置し、社会的自立として重要な歩みを確保できる場所として重要な役割を果たしている。	教育支援センター(不登校の児童生徒に対して集団生活や学習の機会を教育、学校への復帰や将来の社会生活への適応に対する支援等を目的として市町村が設置、運営)は、現在県内8市町(安来市、松江市、出雲市(3)、雲南市、浜田市、益田市、邑南町、宍道町)に開設されており、これらの施設のうち要件を満たした施設には運営経費等の一部に、しまね市町村総合交付金を措置する。	
	はじめ対策等生徒指導 准進事業 (教育指導課)	はじめや不登校等の課題を抱える児童生徒相談員を配置し、中学生時代不登校であつた生徒や、他校を退学した生徒等と一緒にて開わりを持ち、教員員、指導員、教育相談員を配置	矢道高校、浜田高校定期制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校には1名の教育相談員を配置し、中学生時代不登校であつた生徒に特に配慮を必要とするところにより、それぞれの学校において配慮が可能となり、それぞれの生徒に詳しくめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担つた。	矢道高校、浜田高校定期制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校には1名の教育相談員を配置するところにより、それぞれの生徒に特に配慮を必要とするところにより、それぞれの生徒に詳しくめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担つた。	矢道高校には引き続き4名、浜田高校定期制・通信制には3名、三刀屋高校掛合分校には1名の教育相談員を配置するところにより、それぞれの生徒に特に配慮を必要とするところにより、それぞれの生徒に詳しくめ細かな指導が可能となり、退学者減少の一翼を担つた。	
	生徒指導関係研修会の実施 (教育指導課)	生徒指導主任・主事等を対象にいじめ、不登校などの課題についての研修	小、中、義務教育学校を対象にした研修は2か所で実施し、残りの3か所は新規コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行った。	学校いじめ防止基本方針の見直しにより、適切な運用用意で考慮する機会などになった。また、生徒指導など「人権教育」の関係について理解するところにより、適切な生徒対応、教職員間連携を考える機会などになった。	5か所において、小、中、義務教育学校を対象に行う予定であるが、コロナウイルスの感染状況によっては研修形式の変更も検討する。東西2か所において、全ての高、特別支援学校を対象に行う予定である。	
	「はじめ相談テレフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課)	島根県教育委員会に相談を受けける電話及びSNS相談窓口を開設し、はじめ等の相談への対応	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	コロナ禍の影響もあり令和3年度実績としてSOSダイヤルと合わせて564件、前年度1,196件の電話相談を受けた。 公立・私立の中学生・高校生を対象に実施したSNS相談は392件の相談を受けた。	引き続き、電話相談では、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間休日を含めて24時間対応可能な相談体制とする。(24時間子供SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施する。	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
23	教育相談事業の実施 (教育指導課) (教育センター)	幼児・児童生徒及び保護者からの教育相談に対する相談員への対応 セミナーの実施	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒)に時間をしてるため、昨年度に引き続き一日5校の相談体制とした。センター自身の普及啓発に努めるとともに、子どもや安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。	R3年度における教育相談の実施状況 ・島根県教育センター所内相談 セミナー130件、教職員等との相談34回(延べ)、絶相談1回(延べ) ・浜田教育センター所内相談 件数217件、教職員等との相談137回(延べ)、絶相談回数1、820回(延べ)	R3年度における教育相談後での消毒に時間をしてるため、昨年度に引き続き一日5校の相談体制とする。センター自身の普及啓発に努めるとともに、子どもや安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒)に時間をしてるため、昨年度に引き続き一日5校の相談体制とする。センター自身の普及啓発に努めるとともに、子どもや安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。
	スクールカウンセラー配置事業 (教育指導課)	小・中・義・高・特別支援学校へスクールカウンセラーを配置することにより教育相談機能を充実	島根県教育センターは、昨年度に引き続き、学校における教育相談体制の充実及び教職員による質の向上を図った。また、県立3年生も引き続き、スクールカウンセラーセミナーを県内全ての公立学校に配定した。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図ることも、質の向上と人材確保について充実させていく必要がある。	島根県教育センター0生 ・出張教育相談 ・島根県教育センター0生 スクールカウンセラーの配置により、児童生徒や保護者に率直添つた支援ができる、精神的な字面や保護者、いつでも相談できるという雰囲気が定かに図られた。教職員の児童生徒理解が深まり、適応度も広まった。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図ることも、質の向上と人材確保について充実させていく必要がある。	島根県教育センターは、島根県の会計年度任用職員として学校における教育相談体制の充実及び教職員による質の向上を図った。また、県立3年生も引き続き、スクールカウンセラーセミナーを県内全ての公立学校に配定した。教職員の児童生徒理解が深まり、適切な支援につながった。スクールカウンセラーのより良い活用を図ることも、質の向上と人材確保について充実させていく必要がある。	島根県教育センターでは、感染症予防対策(相談後の消毒)に時間をしてるため、昨年度に引き続き一日5校の相談体制とする。センター自身の普及啓発に努めるとともに、子どもや安全支援室とも連携を図り、市町村の教育支援センター等と協働しながら相談業務を行っていく。
	スクールソーシャルワーカー活用事業 (教育指導課)	配置希望の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備	福井県の市町村に委託してスクールソーシャルワーカーが福井県的な側面からその支援や環境調整に関わることによって、学校での問題に個々の生活環境の問題に働きかけた。また、県内の教育相談体制つくりを行つたり、校内の人材確保やスクールソーシャルワーカーの人事確保、質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	スクールソーシャルワーカーが福井県的な側面からその支援や環境調整に関わることによって、学校での問題に個々の生活環境の問題に働きかけた。また、県内の教育相談体制つくりを行つたり、校内の人材確保やスクールソーシャルワーカーの人事確保、質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福井県の市町村で任用職員に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境への連絡調整をする。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人事確保、質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。	福井県の市町村で任用職員に配置し、児童生徒が置かれた様々な生活環境への連絡調整をする。今後も、学校現場へのスクールソーシャルワーカー事業の周知徹底や、スクールソーシャルワーカーの人事確保、質の向上のため、研修会等を開催していく必要がある。
	連絡調整員配置事業 (教育指導課)	学校等に籍がなく、ひきこもり等の状態にある生徒に対して、社会参加に向けての連絡調整	中央高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として2名ずつが学校と連絡調整を行つたりした。また、県立の高等學校中途退学者27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。中学校卒業生27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。中学校卒業生27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。	中央高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつが学校と連絡調整を行つたりした。また、県立の高等學校中途退学者27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。中学校卒業生27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。	中央高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつが学校と連絡調整を行つたりした。また、県立の高等學校中途退学者27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。	中央高校、浜田高校定時制・通信制の2校をそれぞれ東部と西部の拠点校として、2名ずつが学校と連絡調整を行つたりした。また、県立の高等學校中途退学者27名、高等学校中退者23名を把握し、述べ480回が学校と、301回が保護者と連絡調整を行つた。
	子どもと親の相談員配置事業 (教育指導課)	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」の実現を図った。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行つた。	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」の実現を図った。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行つた。	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」の実現を図った。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行つた。	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」の実現を図った。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行つた。	小学校における不登校の未然防止早期対応のため、「子どもと親の相談」の実現を図った。市町村に事業を委託し、事業実施者は、児童の身近な相談者として有効な者を「子どもと親の相談員」として任用。指定校への学校訪問及び連絡協議会を通して、事業の趣旨説明と実態調査を行つた。

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
24	④乳幼児や 児童への虐待 防止の取組	子どもど家庭相談体制整備事業 (青少年家庭教育課)	児童及び児童のいる家庭 が、身近なところで相談 できることで安心して充 実した支援が受けられる 体制の整備	1.児童虐待防止地域連携強化事業 ・子ども専用相談電話支援事業 2.事業所への相助	児童が抱える悩みや不安を受け止める重要な場になっている。相談員の確保が課題。	1.児童虐待防止対策事業 ・子ども専用相談電話支援事業
		2.児童虐待防止対策事業 啓発用チラシ、ドスター、ハカリの作成等を実施		2.児童虐待防止対策事業 児童虐待防止や早期発見、早期対応につながつ ている。	2.児童虐待防止対策事業 児童虐待防止や早期発見、研究啓発、研修等を実施	
		3.児童相談会応専門性向上のための研修 島根県児童相談所市町村職員等専門研修会を下記の日程で実施 前期: R3/8/25～27、8/30～31 (44名) 後期: R3/12/24、R4/1/12、R4/1/21/31 (32名) ※R4/1/21、R4/1/31は新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止		3.児童相談体制支援事業 平成38年の児童福祉法改正により、児童福祉主事から児童福祉司となる平成28年の児童相談員の者、児童福祉司に対する専門職(調整係)が義務化され、児童相談所へ配置される職員等専門研修会として引き継ぎ実施。令和4年度も、新型コロナ市の感染拡大防止のため受講者を義務対象者に絞って開催する。	3.児童相談会応専門性向上や、児童虐待 の未然防止や早期発見、早期対応につながつ ている。	3.児童相談会応専門性向上のための研修 平成28年の児童福祉法改正により、児童福祉主事から児童福祉司となる平成28年の児童相談員の者、児童福祉司に対する専門職(調整係)が義務化され、児童相談所へ配置される職員等専門研修会として引き継ぎ実施。令和4年度も、新型コロナ市の感染拡大防止のため受講者を義務対象者に絞って開催する。
		市町村職員等の児童相談会応専門性向上のためのスキルアップ研修 を下記の日程で実施 R4/3/4 (90名)		4.主任児童委員研修会の実施 島根県民児童委員協議会に主任児童委員研修業務を委託 令和3年度島根県主任児童委員研修会 ※松江会場、江津会場での開催を予定していたが、新型コロナウィルス 感染症拡大防止のためDVDによる研修会に変更となつた (208名)	4.主任児童委員研修会の実施 令和3年度も島根県主任児童委員協議会に委託して実施。新型コロナウィルスの感染 拡大防止のため参集型研修は中止し、DVDに よる研修会へ変更した。参集型と比べ移動の 負担が軽減される分、参加者が増加した(R2: 195名、R3:208名)。	4.主任児童委員研修会の実施 主任児童委員が、地域における身近な児童相談窓口として児童福 祉法第77条に定める職務内容を円滑に果たすために、専門性向上を図ることを目的とする。 令和3年度同様、島根県主任児童委員協議会に研修を委託して実施す る。
		5.児童相談所専門スタッフ配置 全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置する。保健師につ いては、中央児相に正規職員、出雲児相に会計年度任用職員を配置。浜 田児相と益田児相については益田保健所との正規職員の業務を契約 して実施(R3年度:4件)		5.児童相談所専門スタッフ配置 全児童相談所に嘱託弁護士、嘱託精神科医を配置する。令和4年度よ り児童相談所についても嘱託弁護士と嘱託精神科医を配置する。 保健師についても、全児童相談所に正規職員(保健所との兼務)を配置。 引き続き、島根大学医学部付属病院と医療的機能強化事業を契約 して実施する。		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
25	⑤子どもの貧困対策への取り組み 子どものセーフティネット推進事業 (地域福祉課)	「島根県子どものセーフティネット推進会議」を開催し、情報共有を図った。	県と市町村で構成する「島根県子どものセーフティネット推進会議」を開催し、情報共有を図った。	「島根県子どものセーフティネット推進会議」の進捗管理を行うとともに、市町村との情報共有と連携強化を図っていく必要がある。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」のセーフティネット推進会議に子どものセーフティネット推進計画の進捗状況等を把握・報告する。	「島根県子どものセーフティネット推進計画」のセーフティネット推進会議に子どものセーフティネット推進計画の進捗状況等を把握・報告する。

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果 今後の目標等	令和4年度実施計画
25	学校・福祉連携モニタリング事業（人権同和教育課）	貧困学級、学校のみでは解決が困難である就学・生活上の課題を抱える子どもや家庭等に対する支授 【お問い合わせ】	○県立学校（松江南高等学校） ○市町村 美郷町教育委員会 ○市町村 美郷町教育委員会ともに島根県社会福祉会に委託する。 ○県立学校（松江南高等学校）について、教職員の理解が進み実際につなぐ例が見られるようになつた。 教職員と社会福祉士の関係性をよりスマート化するため、養護教諭、スクールカウンセラー、図書館司書など担任以外の人の話を社会福祉士が聞く機会を開けたり、ケース会議に参加する機会を開けたりする。 ○市町村 美郷町教育委員会 各校で行われるケース会議の進め方が福祉的視点の入った、より実践的なものになつた。また、SSWへの相談件数が増えた。ケース会議のあり方を工夫しながら地域の社会福祉資源と繋げていく。	○県立学校（松江南高等学校） ○市町村 美郷町教育委員会ともに島根県社会福祉会に委託する。 ○県立学校（松江南高等学校）について、教職員の理解が進み実際につなぐ例が見られるようになつた。 教職員と社会福祉士の関係性をよりスマート化するため、養護教諭、スクールカウンセラー、図書館司書など担任以外の人の話を社会福祉士が聞く機会を開けたり、ケース会議に参加する機会を開けたりする。 ○市町村 美郷町教育委員会 各校で行われるケース会議の進め方が福祉的視点の入った、より実践的なものになつた。また、SSWへの相談件数が増えた。ケース会議のあり方を工夫しながら地域の社会福祉資源と繋げていく。	○県立学校 松江南高等学校 ○市町村 美郷町教育委員会 ○市町村 美郷町教育委員会ともに島根県社会福祉会に委託する。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
25	学習支援事業(子どももの居場所創出等支援事業)(人権同和教育課)	放課後・夜間に孤立やすい生活困難層やその周辺層を含め、家庭に対し、地域における子ども層の選択肢を増やし、学びの機会(学習活動、体験活動等)を保活動障対象、市町村職員、市町村社会福祉会議員、NPO職員等実施主体・島根県、市町手法・市町村やNPO法人等が教育と福祉の運営による子どもの実態把握や、必要な支援のあり方についての共通認識を図りながら、個別等への学習支援が支援する。市町村が直接学習支援の場を運営したり、市町村かNPO等に委託して実施したりする。	ONPO法人ライフサポートしまね(大田市)	〇居場所だけではなく、家庭でも学習するようになりする姿や体験した講理を家でも挑戦したりする姿が見られるようになつた。 〇事業を活用している市町村が大田市のみであり、他市町村へ広がらない。 市町村の直営や短期間での事業実施も可にするなど取組の方針に応じて柔軟に対応していくなど、より活用しやすい取組とする。	〇居場所だけではなく、家庭でも学習するようになつたり、革新的な教科に取り組むようになつたりする姿や体験した講理を家でも挑戦したりする姿が見られるようになつた。 〇子どもとの信頼関係は、少しづつ構築されているが大人との関係づくりや大人同士の関係づけなどに課題がある。	ONPO法人ライフサポートしまね(大田市)
26	⑥健全育成 に向けた取組	青少年健全育成事業(青少年家庭課)	青少年の非行被害防止青少年強調月間(7月)や子ども・若者育成支援強調月間(11月)等にあわせた啓発活動や有吉環境調査の実施及び青少年育成島根県民会議が行う活動、健全育成への助成	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目指す啓発活動等を実施して、市町村や関係団体の活動支援や青少年育成に向けた取り組みの発見・登録、育成ど若者の主体的取組の支援を推進する。 青少年育成県民運動及び児童福祉理念並いに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と開拓を図るために、街頭キャンペーン、広報誌、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。 県の子ども・若者計画である「しまね青少年プラン」を、青少年育成の交流機会が減少する傾向にあり、青少年育成島根県民会議の新たな情勢や課題に応じた内容に改定する。	社会全体で青少年育成に取り組む意識を高める体制構築を目指す啓発活動等を実施して、市町村や関係団体の活動支援や青少年育成に向けた取り組みの発見・登録、育成ど若者の主体的取組の支援を推進する。 青少年育成県民運動及び児童福祉理念並いに非行被害防止、相談窓口等について、さらなる普及と開拓を図るために、街頭キャンペーン、広報誌、SNS、ホームページ等での広報啓発を推進する。 令和4年7月に改定した「しまね青少年プラン」を、青少年育成施策を総合的・体系的に推進していくための指針とする。	令和4年度実施計画

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
27	⑦相談体制の充実	「いじめ相談テラフォン」及び「SNS相談」の活用 (教育指導課) 〔教育センター〕 〔両用〕	島根県教育委員会に相談を受ける電話及びSNS相談窓口を解説し、いじめ等の相談への対応	令和3年度実施状況 島根県教育センターでは、いじめやその他の悩みを子どもや保護者等がいつでも相談できるよう、夜間・休日を含めて24時間対応可能な相談体制とした。(24時間電子係SOSダイヤルとの接続) SNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。	前年度までの成果・今後の目標等 コロナ禍の影響もあり令和3年度実績としてSOSダイヤルと合わせて564件(前年度1,196件)の電話相談を受けた。公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施したSNS相談は公立・私立の中学生・高校生を対象に年間を通じて実施した。

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
27	少年相談 (県警少年女性対策課)	相談電話(ヤングテレホン)や電子メールによる相談(みこびーyanクメール)への対応	警察本部に設置している相談電話や相談メール、各警察署における少年相談窓口において受理した少年相談に対し、適切な助言・指導を行う。	相談を受理したときは、相談者の立場に立つて想切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。	警察本部に設置している相談電話や相談メールにおいて受理した少年相談窓口において、少年相談の窓口や相談窓口に立つて想切に対応し、家庭、学校、職場等と連携を取りながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講じる。	各種広報媒体等への掲載、非行防止教室等の機会を効果的に活用し、少年相談の窓口や相談電話等の周知を図った。

Ⅱ 各人権課題に対する取組

3. 高齢者

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
28	(①福祉教育、意識啓発の支援 推進	「ふるさと教育」推进に関する支撐 (教育指導課) (社会教育課)	高齢社会の福祉の心を育成し、高齢者や障害者への理解を深め、共に生きて、豊かな人間性・社会性を育むための指導・助言を行う。	・島根県社会福祉協議会が令和2年度にて、島根県社会福祉教育推進協議会が令和2年度について、島根県教員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促す。 1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言を行う。 2. 島根県社会福祉協議会等と連携・協力。	島根県社会福祉協議会、島根県福祉教育推進指針(令和2年度～令和5年度)について、島根県教員会でも、訪問指導等の折に紹介し、活用を促す。 1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言を行う。 2. 島根県社会福祉協議会等と連携・協力。
		1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言		・地域福祉の現状や課題等を知り、福祉への関心を高めるとともに、福祉教育への理解を深めている。 ・豊かな人間性・社会性を育むために、地域住民(高齢者等)との交流活動を実施されている。	1. 各学校への訪問指導等の際に、機会を捉えて指導・助言
		2. 島根県社会福祉協議会等との連携・協力			2. 島根県社会福祉協議会等との連携・協力
		生涯現役社会づくり推進 事業 (高齢者福祉課)	1. 聴衆広報 老人の日・老人週間(9/15～21)を中心とした、県民誰もが長寿社会についての理解と認識が深まるよう、「生涯現役社会」への周知をより一層すすめ、年間600人以上の新規交付を図る。 2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発	引き続き、老人の日・老人週間を中心として、長寿社会についての理解と認識が深まるよう、「生涯現役社会」への周知をより一層すすめ、年間600人以上の新規交付を図る。	1. 新聞、広報誌、テレビ、ラジオ等による広報 広報、表彰等により啓発を促進する。
			3. 老人週間ににおける、県立7施設の高齢者への無料開放の実施		2. 各種イベント・各市町村における週間行事、関連団体(県老人クラブ連合会)における関連事業での啓発
		2. 長寿者の顕彰老人の一日・老人週間事業の一環として、県内の長寿者に對し知事から表彰状等を贈呈	4. 100歳以上の現役意識を持ち続ける社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰		3. 老人週間ににおける、県立8施設の高齢者への無料開放の実施
		認知症サポーター養成 事業 (高齢者福祉課)	5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付 認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:2, 848名	4. 100歳以上の現役意識を持つ続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰	4. 100歳以上の現役意識を持つ続け社会との関わりを継続している高齢者(しまね健康超寿者)への知事表彰
					5. 75歳以上の生涯現役活動を行っている高齢者への「生涯現役証」の交付 認知症サポーター養成講座の開催(市町村実施分を含む) 養成数:5,000名

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
29	(2)就労対策の推進	シルバー人材センター事業運営等補助(雇用政策課)	高齢者が地域社会で活躍できるようシルバー人材センターの取組を支援し、多様な就業の機会を提供する。	(公社)島根県シルバー人材センター運営会の会員費・事業費の一部を補助することと、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 また、中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援する。	・コロナ禍での対応もある程度整ったことで、令和2年度に一旦減少となった会員数や就業延員数も増加に至りました。 ・引き続き、高齢者が地域で活躍できるようシルバー人材センターの取組を支援する。	・(公社)島根県シルバー人材センター運営会の会員費・事業費の一部を補助することと、高齢者の希望に応じた就業機会の提供を支援する。 ・中山間地域・離島において利用が少ない派遣事業の拡大を支援する。
		シルバー人材センターの会員数 （請負員）	シルバー人材センターの就業延人員 （請負員）	4,218人 310,795人日 91,888人日	・コロナ禍の影響もあり求職活動を控える傾向があつたこと等から、R3年度の求職者数、就職者数ともに減少しました。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を実施し、求職者のニーズや適性に合わせて求職情報を開拓する。 ・年齢層が高くなれば増加した。 ・引き続き、中高年齢者に対する就職相談窓口を設置し、寄り添い型の就職支援を行う。	・キヤリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施する。 ・新規企業開拓・企業訪問活動を実施し、求職者のニーズや適性に合わせて求職情報を開拓する。
		中高年齢者の就職相談・職業紹介事業（雇用政策課）	中高齢者（概ね45歳以上）を対象とした就職相談窓口「ミドル・シニア仕事相談室」を設置し、県内企業等での就職を支援する。	キヤリアカウンセリング、職業紹介及び就職後のフォローなど、寄り添い型の支援を実施した。 また、新規企業開拓・企業訪問活動を行った。 求人者数 1,319人、求職者数 240人、就職者数 153人	・認知症ケアの充実を図るために、引き続き専門的な知識・技術の習得を行っていく。	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 2. 基礎研修 ・開設者研修 4回開催 ・管理者研修 2回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催
30	(3)高齢者の尊厳を支えるケアの推進（地域包括ケアシステムの推進）	介護従事者向け認知症研修事業（高齢者福祉課）	介護従事者向け認知症研修事業（高齢者福祉課）	1. 認知症介護実践研修 ・実践者研修 4回開催 ・実践リーダー研修 1回開催 2. 基礎研修 ・開設者研修 4回開催 ・管理者研修 1回開催 ・計画作成担当者研修 2回開催	認知症は年々に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村ご協力して養成を行っていく。	2. 権利擁護推進員養成研修 ・認知症サポート一養成講座の開催（市町村実施分を含む） ・養成講座数：5,000名
		認知症サポート一養成講座（高齢者福祉課）	認知症になつても安心して暮らせる地図をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人（サポート一の育成）	認知症になつても安心して暮らせる地図をつくるため、認知症について正しい知識をもち、認知症の人やその家族を支援する人（サポート一の育成）	認知症サポート一は着実に増加している。 ・今後も認知症への理解や支援が進むよう、市町村ご協力して養成を行っていく。	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの開催を図っていく。
		地域包括支援センター運営事業（高齢者福祉課）	各保険者が設置する地域包括支援センターへの研修・情報提供	地域包括支援センターの運営事業、新予防接種事業、新予防接種の円滑な導入を図り、もって地域包括ケアの仕組みを確立	12月研修1回（100名程度の参加予定）	引き続き、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの開催を図っていく。

Ⅱ 各人権課題に対する取組

4. 障がいのある人

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画	
33	①障がいを理由とする差別の解消の推進	（障がい福祉課）	障がいの特性や必要な配慮等に関する差別解消推進事業 （障がい福祉課）	○新しいサポートセンター運動 ○新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新規などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ・新規などによる合理的な対応力を強化する差別解消法一部改正（R4月公布、今後3年以内に施行）を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知	○新しいサポートセンター運動 ・新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化する差別解消法一部改正（R4月公布、今後3年以内に施行）を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知	○新しいサポートセンター運動 ・新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会の開催などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化する差別解消法一部改正（R4月公布、今後3年以内に施行）を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知	
34	②障がいに対する差別の理解の促進（障がい福祉課）	（障がい福祉課）	障がいの特性や必要な配慮等に関する差別解消推進事業 （障がい福祉課）	○新しいサポート運動 ○新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新規などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【再掲】	○新しいサポート運動 ・新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新規などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【再掲】	○新しいサポート運動 ・新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新規などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【再掲】	○新しいサポート運動 ・新しいサポートセンター研修の講師となる新しいサポートメンツセンジャーを養成する研究修了式あるが、新しいサポートセンター研修料を改定予定） 理由とする差別解消事業の向上に向けた組織化と実施 ・新しいサポートセンター研修に取り組む企業・団体を「新しいサポート企業・団体」として認定 ・新規などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう島根県聴覚障害者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ・障害者差別解消法への対応 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消支援地域協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【再掲】
35	③特別支援教育就学奨励 教育の推進	（障がい福祉課）	県地域生活支援事業 ノーマライゼーション理	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ドランティア清美に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。 ・島根県障がい者の社会参画を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に行なう相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	・島根県障害者社会参加推進センター等を委託し、障がい者の社会参画を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に行なう相談支援や人材育成を実施し、引き続き特別支援学校の児童生徒等に支給する	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ドランティア清美に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。 ・島根県障がい者の社会参画を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心に行なう相談支援や人材育成を実施し、障がい者の社会参画を推進。	

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	前年度実施計画 令和4年度実施計画
36	④障がいのある人の理解を深めるための福祉教育の推進	人権教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	教職員に対する特別支援教育の推進に向けた研修の実施	・新任教職員研修、教職経験6年目研修、教職員研修、教職員研修、教職員研修	3. 新任教職員研修 263名(特別支援教育) I 特別支援学校教諭 5月13日、14日 II 小・中・高校教諭 5月14日(松江)、20日(出雲)、13日(西部) ・養護教諭・栄養教諭 5月13日 ・幼稚園教諭 5月14日 ・美習教員 5月13日 ・学校事務職員 1月28日	3. 新任教職員研修 273名(特別支援教育) ・特別支援学校幹部会議 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) ・小・中・高校教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) ・養護教諭・栄養教諭 9月30日(松江)、28日(出雲)、29日(西部) ・幼稚園教諭 9月30日(東部)、29日(西部) ・学校事務職員 1月27日
			4. 教職経験6年目研修	81名(特別支援教育) 5月11日、17日、20日のいずれか1日	4. 教職経験6年目研修 181名(特別支援教育) 5月11日、17日、20日のいずれか1日	
			5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修	165名(特別支援教育) I 幼稚園教諭 8月17日 II 上記以外の者 8月1日、2日、4日のいずれか1日	5. 中堅教諭等資質向上研修・専門性向上研修 165名(特別支援教育) I 幼稚園教諭 8月17日 II 上記以外の者 8月1日、2日、4日のいずれか1日	
			6. 新任教師等研修 (特別支援教育)	134名 ※いすれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 I 幼稚園教諭 8月19日 II 上記以外の者 8月2日、3日、4日のいずれか1日	6. 新任教師等研修 134名 ※いすれも「特別支援教育」を研修内容とする第2回研修の期日のみ記載 I 幼稚園教諭 8月19日 II 上記以外の者 8月2日、3日、4日のいずれか1日	
			7. 管理職研修(新任教頭・新任教長)	76名 「特別支援教育」(特別支援教育課) 松江・隱岐 9月22日(38名) 出雲 9月15日(46名) 浜田・益田 9月17日(32名)	7. 管理職研修(新任教頭・新任教長) 松江・隱岐 9月21日 出雲 9月15日 浜田・益田 9月16日	
			8. 管理職研修(新任教長)	5月26日(西部)、27日(東部) (76名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)	8. 管理職研修(新任教長) 5月24日 (64名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)	
			9. 新任教長を対象に特別支援教育の推進について自主研修を通じて、学校経営責任者との資質能力を高めることができる。	・初めて県内の公立学校で講師として勤務する教職員を対象に、特別支援教育の推進について講義を行ない、特別支援教育の基本的な事項について理解を図ることができた。 ・新任教長、教頭を対象に特別支援教育の推進について、自主研修と講義・演習を通して、管理職としての資質能力を高めることができた。		
			10. 管理職研修(新任教長)	5月28日(76名) 「特別支援教育」(特別支援教育課)		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画	
36	ミドルリーダー育成研修 10月13日(44名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(島根大学附属特別支援学校 長 三木裕和氏)	特別支援教育研修講座 (教育指導課) (教育センター)	生徒理解や特別支援教育に関する主な研修講座 ・生徒理解と支援講座 9月10日 ・特別支援教育専門講座 9月9日 ・特別支援学校特別支援学級における授業づくり講座 10月1日 ・小・中学校特別支援学級、通級指導教室新任担当教員研修 第1回 4月22日 松江12月10日 出雲11月24日 西部11月19日 ・特別支援学校級担任スキルアップ研修 第1回 東部1月22日 西部6月30日 第2回 学校会場 全6回 9～12月 第3回 東部1月21日 西部1月19日 ・新任特別支援教育コーディネーター研修 東部5月26日 西部5月27日 隅岐5月28日	・島取大学附属特別支援学校校長三木裕和氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」を行い、ミドルリーダーとして学校運営の中 心的役割を担うための力量を高めることに成功した。	・島取大学附属特別支援学校校長三木裕和氏による講話「特別支援教育の視点からの学校経営」(島根大学大学院教授 原広治 氏)を行った。	ミドルリーダー育成研修 10月12日(40名) 「特別支援教育の視点からの学校経営」(島根大学大学院教授 原広治 氏)	
37	⑤地域生活 の充実	障がい者スポーツ振興 事業 (スポーツ振興課)	島根県障がい者スポーツ大会の開催、全国大会への選手派遣及び選手強化	・第21回全国障害者スポーツ大会 10/23～25(三重県) ・第21回全国障害者スポーツ大会中止 →新型コロナウイルスの影響により大会中止 ・第21回全国障害者スポーツ大会中止予選 5/15～16(愛媛県) ソフトボール(知的) 5/22～23(岡山県) サッカー(知的) 6/12～13(徳島県) バスケットボール(男・女)(知的) 6/12～13(高知県) バレーボール(知的・精神) ・第22回島根県障がい者スポーツ大会 4/29 ポワリング・水泳(松江市) 5/8 陸上(松江市) 5/15 ブライングディスク(浜田市) 5/22 卓球・アーチェリー(出雲市) 6/6 ホッケー(松江市) 9/4 ソフトバレーボール(江津市) →新型コロナウイルスの影響により中止 11/13 グラウンドゴルフ・ソフトボール(出雲市) →ソフトボーリング(益田市) 11/27 バドミントン(出雲市)	新型コロナウイルスの影響で競技大会中止等 に伴い、実施できなかつた事業が複数あつた。 今年度は、十分な感染症対策を行つたうえで、 事業を実施していく必要がある。	・第23回全国障害者スポーツ大会 10/29～31(栃木県) ・第22回全国障害者スポーツ大会中四国ブロック予選会 4/23～24(島根県) バスケットボール(男・女)(知的) 5/3～4(高知県) サッカー(知的) 5/21～22(岡山県) バレーボール(知的・精神) 6/11～12(鳥取県) ソフトボール(知的) ・第23回島根県障がい者スポーツ大会 4/16 卓球(益田市) 4/16 フェイバー(出雲市) 4/29 ホッケー(浜田市) 5/14 水泳(松江市) 5/14 ポワリング(松江市) 5/28 陸上(益田市) 6/4 ブライングディスク(出雲市) 9/3 ソフトバレーボール(江津市) 10/1 ソフトボール(益田市) 11/26 ハドミントン(江津市)	・島根県障害者社会参加推進セントタ等に、生活訓練事業・ボランティア 等業務事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
	県地域生活支援事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を 促進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進セントタ等に、生活訓練事業・ボランティア 等業務事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。				

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
37	市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・ミニーション支援・地域活動支援事業を県内全市町村で実施	常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	相談支援・移動支援・ミニーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
38	⑥就労支援の取組 (雇用政策課)	障がい者の雇用促進・安心のための広報	「障害者雇用促進月間」(9月)における広報 ・障がい者雇用促進フォーラム(松江・浜田)の開催 (参加者数) 10月1日 浜田会場 19名 10月12日 臺南会場 31名	県内の民間企業における実雇用率は年々上昇しているが、障がい者雇用が更に進むよう、引き続き啓発を進めます。	・「障害者雇用促進月間」(9月)における広報 ・障がい者雇用促進フォーラム(松江・浜田)の開催 ・障がい者の安定的雇用が見込まれる特例子会社の設立を支援	相談支援・移動支援・ミニーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施
39	⑦ひとにやさしいまちづくりの推進	障がいの特性による差別解消性進事業 (障がい福祉課)	障がいの能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	高等技術学校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 ①高等技術学校施設内訓練 ・介護サービス科 3名 ・総合実務科 10名 ②民間への委託による訓練 ・パソコン等 51名	職業訓練は、「障がい者の企業等での就職に繋がっており、今後も引き続き職業訓練を実施していく。」	高等技術学校での施設内訓練や企業等への委託により職業訓練を実施 ①高等技術学校施設内訓練 ・介護サービス科 10名 ・総合実務科 10名 ②民間への委託による訓練 ・パソコン等
40	⑧県民健康増進事業 (障がい福祉課)	障がいの能力・適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力の開発による就職の促進	○高いサポート運動 ○低いサポート運動の講師となる高いサポートメッシュセンター数は着実に増加しております。今後も民間企業等に対するサポートや実践活動を促進するため ・介護サービス科のスキルアセスメントのスケールアップ研修などを実施 ・介護サービスセンターによるアップ研修を実施 ・高いサポート運動に取り組む企業・団体を「高いサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者に対し障がいを理解するため ・島根県障がい者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターによる差別解消法への対応 ・高いサポート運動に取り組む企業・団体を「高いサポート企業・団体」として認定 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者情報を紹介する ・島根県障がい者情報センターと回線を結んでいます。 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターの周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消措置協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ○新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者情報を紹介する ・島根県障がい者情報センターと回線を結んでいます。 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターの周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消措置協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【開拓】	高いサポート運動の講師となる高いサポートメッシュセンター数は着実に増加しております。今後も民間企業等に対するサポートや実践活動を促進するため ・介護サービス科のスキルアセスメントのスケールアップ研修などを実施 ・介護サービスセンターによるアップ研修を実施 ・高いサポート運動に取り組む企業・団体を「高いサポート企業・団体」として認定 ・新聞や広報誌のほか、街頭ビジョンなど新たな媒体を用いた広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者に対し障がいを理解するため ・島根県障がい者情報センターと回線を結んだタブレット端末を設置 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターによる差別解消法への対応 ・高いサポート運動に取り組む企業・団体を「高いサポート企業・団体」として認定 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者情報を紹介する ・島根県障がい者情報センターと回線を結んでいます。 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターの周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消措置協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ○新聞などによる広報活動を実施 ○県庁本庁舎受付に、手話によるコミュニケーション手段を確保するよう研修により、県民及び事業者情報を紹介する ・島根県障がい者情報センターと回線を結んでいます。 ○障害者差別解消法への対応 ・島根県障がい者情報センターの周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消措置協議会において、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 【開拓】	高いサポート運動の講師となる高いサポートメッシュセンター数は着実に増加しております。今後も引き続き実施していく必要があります。	○高いサポート運動の講師となる高いサポートメッシュセンター数は着実に増加しております。今後も引き続き実施していく必要があります。 ・島根県障がい者情報センターと回線を結んだタブレット端末を運用 ・島根県障がい者情報センターによるアップ研修を実施 ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを推進 ・差別解消措置協議会の開催などにより、関係機関と相談事業の共有を図り、相談への対応力を強化 ・事業者による合理的な配慮の提供を義務付ける差別解消法一部改正(R4.6月公布、今後3年以内に施行)を踏まえ、国から今後示される新方針の内容を事業者・県民に周知
41	県民健康増進事業 (障がい福祉課)	県民健康増進事業 (障がい福祉課)	ノーマライゼーション理念の実現に向け、障がい者の地域での生活の質的向上や社会参加を促進するための各種事業	島根県障がい者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心とした相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	島根県障がい者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等養成事業・情報支援事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心とした相談支援や人材育成を実施し、障がい者の文化芸術活動の促進を通して、社会参加を推進。
42	市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課)	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・ミニーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	相談支援・移動支援・ミニーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	
43	⑨権利擁護の施策 (児童・青少年課)	障がい者虐待防止対策	障がい者虐待の未然防止や早期発見・撲滅のため、地域での適切な支援体制の整備や支援体制の強化を行う。	○障がい者虐待防止・権利擁護研修事業 ・島根県福祉センターによる研修を実施 ○障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 ・社会福祉士からなる専門職チームを各区域に派遣	障害福祉センターによる研修を実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	○障がい者虐待防止・権利擁護研修事業 ・島根県福祉センターによる研修を実施 ○障がい者虐待対応専門職チーム派遣事業 ・社会福祉士からなる専門職チームを各区域に派遣

No.	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
40	県地域生活支援事業 (障がい福祉課) 【再掲】	ノーラマイゼーション理念の実現に向け、障がい者の社会参加を推進するための各種事業の実施	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等の事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心とした各種事業の実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	・島根県障害者社会参加推進センター等に、生活訓練事業・ボランティア等の事業等を委託し、障がい者の社会参加を推進。 ・島根県障がい者文化芸術活動支援センターを中心とした各種事業の実施	
	市町村地域生活支援事業 (障がい福祉課) 【再掲】	市町村が実施する事業に対し、助成	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	着実に実施しており、今後も引き続き実施していく必要があります。	相談支援・移動支援・コミュニケーション支援・地域活動支援センター・日常生活用具給付等の事業を県内全市町村で実施	
	日常生活自立支援事業 (地域福祉課) 【再掲】	認知症高齢者、知的障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行なう体制を維持し、支障サービスの円滑な実施に努めた。	判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らすことができるよう、身近な地域での相談支援体制を構築することができた。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	引き続き、すべての市町村社協において窓口業務を行なう体制を維持する。 今後ともニーズに応えられるよう、現行体制を維持し、サービスの質の向上を図ることが必要である。	
	法人後見受任体制の整備 (地域福祉課) 【再掲】	市町村社協が法人後見を受任するためには技術的な助言を行った。	会議への参加等を通して、市町村社協が法人後見を受任するためには必要な技術的な助言を行った。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができる。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	成年後見人の確保が困難な場合に、市町村社協が受け皿になることができる。 今後もニーズに応えることができるよう、市町村社協に対する支援を継続する。	

各人権課題に対する取り組み

5. 同和問題

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等
4-1	①教育・啓発 の推進	人権教育地域活性化事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権課題の解決方策について、地域ぐるみで協議して、市町村の課題を明確にし、人権教育を行っている。 ・講師 嘉らしくペーパーク(北芝より) ・松江会場(8月5日)、浜田会場(8月6日)、階段サテライト会場(同日) 第2回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(1～2月)	第1回担当者会 教育事務所ブロックごとに実施(5～6月) 研修会「講演・演習」 「あいつながら差別解消を目指す北芝のまちづくり」 ～たれがが安心してすみつけられるまちへ～ ・講師 石川 結貴さん 「島根県同和教育推進協議会運営会員会」共催 ・約500名視聴	人権教育の組織と取組の活性化をねらい、各市町村の課題を明確にし、いろいろな人を巻き込んで人権教育を実施するために必要なこと～(仮) つくりに役立つことによって、町村の自生的な取組を活用したことから、町村の自生的な取組にもつながった。今後、テレビ会議システムを活用した研修の持ちら方を検討していく必要がある。
		人権を考える県民のつどい (人権同和教育課)	県民全体を対象として実施する人権教育及び啓発のための、人権教育啓発活動及び講演	OWa講演 ・期日:10月22日(金)9:00～28日(木)17:00 ・講師:石川 結貴さん 「島根県同和教育推進協議会運営会員会」共催 ・約500名視聴	集合型の研修がなかなかできない中、オンライン配信で講演を実施した。 「しまね人権フェスティバル」と同時開催し、多様な催し物への参加が可能となるよう工夫して行つ。 市町村推進協議会からの参加者が減少傾向にあるので、趣旨説明の徹底も含め参考を促す働きかけを改めて行う必要もある。
		人権教育研究促進事業 (人権同和教育課)	地域の実態に即した人権教育の促進を図るために、市町村同和教育推進協議会の連合体組織である島根県同和教育推進協議会に委託	ブロックごとに研修会を実施予定 新型コロナウイルス感染症予防のため、例年と違う形で実施するブロックもある。	ブロック別の実態課題を踏まえた上で講師を選定したり、研修方法を工夫したりするなどにより、各地域の多くの人権・同和教育推進者の学びを深めることができた。 委託事業として、今後も引き続き、島根県同和教育推進協議会運営会との連携を密にして、趣旨に沿った内容の実施と参加を促していく必要がある。
		人権教育指導資料作成事業 (人権同和教育課)	人権教育に係る指導資料の作成などを通じて、学校教育における人権教育の充実を図る。 <small>(両用)</small>	人権教育担当主任等研修において配布予定。 啓発リーフレット「知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史」を配布した。	人権教育担当主任等研修において配布予定。 人権教育担当主任等研修において配布予定。
		差別意識の解消に向けた教育の推進 (教育指導課)	各種研修や学校訪問指導における啓発	校内研修を実施し、着実に成果を上げつつあるが、今後も同和問題や人権に関する理解を深め、適切な指導が継続して行うことができることが必要である。	1. 教育センター研修や校内研修等を通じて、全教職員の人権意識を高める。また、教科指導やホームルーム活動を中心として人権教育を進めるとともに、機会を捉えて適切な指導を行っていき。 2. 教育センターによる学校訪問等による指導を行っていき。 3. 全体を通じて、発達段階に応じた学習が深まる視点に立った助言をする。
		人権啓発指導者養成事業 (人権同和教育課)	各地域及び各種団体の指導者養成	1. 社会人権教育啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場で3回シリーズで実施	1. 社会人権教育啓発基礎講座 5月24日、5月31日、6月8日 雲南市 5月27日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施
				2. 社会人権教育啓発専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 雲南講座 9月1日、9月2日 隆岐の島町、西ノ島町(サテライト) ※雲南講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	2. 社会人権教育啓発専門講座 車門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日 出雲市 雲南講座 9月1日、9月2日 隆岐の島町、西ノ島町(サテライト) ※雲南講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
		3 人権教育地域中核指導者養成講座		3. 市町村から推薦された意欲的な受講者が揃い、地域での実践につながる充実した研修となつた。	3 人権教育地域中核指導者養成講座 9月29日、10月18日、11月9日、12月1日 浜田市

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
41			4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止	4. 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、R3年度はやせなく中止とした。 5. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月29日 大田市 新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止 講演内容を録画し、各団体で研修を実施	5. 察行委員会形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。 各団体での研修会は実施できなかつたが、研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用した。 6. 同和問題青年団体研修 12月4日 韶南市	4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月27日 出雲市 8月21日 大田市 5. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市
42	(2)就労問題への取組	学年者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	若年者等の職業訓練を実施し、関連産業界等への早期就職を円滑にするなどにより雇用の安定を図る。	県立高等技術学校において公共職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 109名 西部高等技術校 2コース 18名	R3年度の就職者数 69人 関連産業界へ多くの人材を輩出しており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術学校において職業訓練を実施 東部高等技術校 7コース 146名 西部高等技術校 2コース 20名
43	(3)就学援助への取組	難航職者等の職業訓練事業 (雇用政策課)	新たな職業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施し、知識等を実施するための職業訓練を実施し、難航職者等の円滑な再就職を支援する。	県立高等技術学校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 37コース 297名 西部高等技術校 13コース 147名	R2年度就職者数 266人 (R3年度は未確定) 多くの方の再就職につながっており、引き続き職業訓練を実施していく。	県立高等技術学校から民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施 東部高等技術校 37コース 297名 西部高等技術校 13コース 147名
44						

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
43	進路保障推進事業(体験活動・交流活動) (人権同和教育課)	様々な生徒に必要とする進路保障等の多方面向上を図るための学習支援、体験活動や交流活動の実施	（休止）			(休止)
44	④生活環境への取組	地方改善施設整備費補助金(厚生労働省) (人権同和対策課)	生徒の生息する地域の住民の生活環境等の改善を図るために、市町村が設置する共同施設の整備を補助し、地域住民の社会的、経済的、文化的な改善の一部を実現する。	令和3年度は申請がなかった。 今後も必要に応じて事業を実施	今後もニースの高い地域において事業の実施を図る。	令和4年度は申請がなかった。 今後も必要に応じて事業を実施
45	⑤産業振興への取組	起業家スクール開催事業 (中小企業課)	起業のために必要な基礎知識などを学ぶスクール(連絡講座)を開催する。	島根県商工会議所連合会・島根県信用保証協会・公益財團法人しまね産業振興財團・島根県を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和3年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。	しまね起業家スクール実行委員会(構成団体:島根県商工会議所連合会、島根県商工会議所連合会・島根県信用保証協会・公益財團法人しまね産業振興財團・島根県)を組織し、実行委員会から運営団体に委託する方法により実施。 令和4年度も、浜田会場での開催は行わず、オンラインでどこからでも受講できる環境を整備する。 今後とも、対象者のニーズ把握を行い、内容の充実に努めたい。	1. 運営団体(委託先) しまね産業振興財團 2. 開催日時 6月18日(土)～10月15日(土)(全12回) 3. 会場 テクノアーツしまね ※オンライン受講可 4. 講師 地酒と器のテーマ!マーケティングの基礎、ビジネスプランなど 5. 内容 各回のテーマ:「マーケティングを考える」、「ビジネスプラン作成」、「ビジネスプラン発表会など」 6. 受講料 一般:7,000円 学生:4,000円

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
45	事業経営力強化アドバイザー派遣事業 (中小企業登録) (土木総務課)	実施機関 商工会議所、商工会連合会	経営力の強化や事業承継に対する専門的なアドバイスを必要としている中小企業者にアドバイザーを無料で派遣する。	各企業の課題に応じた専門家の派遣により、効果的な経営改善への取組みを支援することができた。 累計事業の累計派遣件数は、事業承継に係る取組について支援を行った。	実施機関 商工会議所、商工会連合会	実施機関 商工会議所、商工会連合会
46	担い手育成緊急地域対策事業 (農畜産課)	実施機関 コングロマリットの委嘱 1人 活動日数 24日／年 コングロマリットの委嘱 1人 経費負担 経費負担	経営の零細な農家が多く占める地域(埼玉県)の活性化を図るために、新規作物や新技術の導入等、農業経営の改善に向けた取り組みの実施	1. 経営構造コンサルタントの委嘱 1人 活動日数 108日／年 コングロマリットの委嘱 1人 経費負担 経費負担	近年、事業者が抱える課題も多様化してきた。事業の成長発展への支障を緩和・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等に取組む事業の持続的発展への支障を図っていく。	累計事業の累計派遣件数837回 うち建設業対策分 12件(延べ派遣件数30回)
47	⑥隣保館活動への支援及び相談機能の充実	同和対策推進事業 (人権同和対策課)	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助	隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助	1. 公益財団法人島根県暴力追放県民センターや関係機関との一層の連携強化と情報交換の推進 ・(公財)島根県暴力追放県民センターと随時情報交換を実施した。	1. 隣保館の運営及び整備に要する経費の一部補助 隣保館が設置されない地域での生活相談等へ対応するための経費の一部補助。
48	⑦「えせ同和行為」の排除	えせ同和行為対策事業 (県警組織犯罪対策課)	えせ同和行為の運営強化、及び排除に伴う広報・相談活動の実施	えせ同和行為対策関係機関との連携強化、及びえせ同和行為の運営強化、及び排除に伴う広報・相談活動の実施	2. 慎切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和関係の相談及び事件の認知なし	2. 慎切丁寧な相談対応と違法行為に対する徹底した取締り ・えせ同和行為の認知度を高め、お心懸念を向上させることで被害防止に努める。
49	えせ同和行為の排除 (人権同和対策課)	えせ同和行為の排除	えせ同和行為に対する講演会等、39回実施、817人が受講	・不當要求防止に関する講演会等、39回実施、817人が受講	3. 損害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化	3. 損害防止を目的とした講習会開催の推進と広報活動の強化

各人權課題に對する取組

6. 外國人

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画	
48	①外国人住民の差別解消による路線開拓推進	人権ユニバーサル事業 <人権同和対策課>	平成28年度新規事業 東京オリンピック・パリンピック競技大会を契機にした人権尊重社会の実現に向けた取り組みの展開	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時：令和3年10月24日(日) 場所：臺南市加茂文化ホールラームール 内容：ワーキングショップ「啓発展示等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	様々な人権問題を理由とする偏見や差別を解消し、共生社会の実現に向け、県民に人権を身近なものとして考えてもらう機会として実施 日時：10月16日(日) 場所：臺南市加茂文化ホールラームール	人権ユニバーサル事業 ・外国人の人権を考える集い 日時：10月16日(日)	
49	差別解消の推進 (教育指導課)	研修及び平素の教育活動のなかで実施	1.各種研修等を通して、外国人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の機能をより図った。 2.教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にして、国際理解教育を進めるよう、各種研修に於ける理解力の向上をより図った。 3.新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が活二らる中であるが、これまで交流してきた現地の高校生等とオンライン会議で交流したり、大学生との交流など交流したりすることで、国際理解教育を一層進めようとした。	1.研修を実施し、内容を改善しながら、共生社会の実現を目指し、今後も継続した指導の積み重ねが必要である。 2.研修等をしておいて教員の理解と指導力を向上させることが、今後も内容の充実を継続する必要がある。	1.各種研修等を通して、外國人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の機能をより図った。今後も継続していいく必要があります。 2.教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にして、国際理解教育を進めるよう図っていく。 3.オンライン会議による交流、大学生の留学生との交流を通して、外國人の文化や外国人に対する理解が深まつた。今後も継続していく必要があります。	1.各種研修等を通して、外國人児童生徒等が直面する諸問題に対する理解を深め、共生社会の実現に向けて、学習指導や生徒指導の機能をより図った。今後も継続していいく必要があります。 2.教科指導やホームルーム活動の中で、人権尊重の精神を基盤にして、国際理解教育を進めるよう図っていく。 3.オンライン会議による交流、大学生の留学生との交流を通して、外國人の文化や外国人に対する理解が深まつた。今後も継続していく必要があります。	
50	③外国人住民の暮らしやすい地域づくりの推進	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	1.多文化共生意識の醸成 (1)日本人生民向け多文化共生セミナーの実施 (2)外国人住民向け多文化共生イベントの実施 ・開催実績：11箇所(参加者：65人) 2.日本語教室の運営支援 (1)日本語教室MAPの作成 (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 ・訪問型日本語教室の開催 ・ホランティア養成講座参加者：59人 (3)やさしい日本語書及事業(研修会) ・開催実績：21件	当該年度の日本語教室講師扶助をとりまとめ、そのための理解推進を図った。今後も、あらわる機会を通じて理解啓発活動を充実させる必要がある。	1.多文化共生意識の醸成 (1)日本人生民への差別・偏見消除の実施 (2)外国人住民向け多文化共生セミナーの実施 ・開催実績：11箇所(参加者：44人) 2.日本語教室の運営支援 (1)日本語教室MAPの作成 (2)日本語教室不在地域における日本語学習環境の整備 ・訪問型日本語教室の開催 ・ホランティア養成講座参加者：59人 (3)やさしい日本語書及事業(研修会) ・開催実績：21件	災害時外国人サポート養成講座の実施 ・県内企業等からの外国人材の雇用に関する個別相談
		3.災害時外国人サポート養成講座の実施	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポート一登録者の増員のため、研修会を開催した。今後も研修会を開催し、同サポートの増員を図っていく必要がある。	外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポート一登録者の増員のため、研修会を開催した。今後も研修会を開催し、同サポートの増員を図っていく必要がある。	外国人材の雇用に関するセミナーや出前講座の実施 ・県内企業等からの外国人材の雇用に関する個別相談		
		外国人材雇用情報提供窓口の整備	外国人材の雇用が適正に行われるよう企業等に好評例に学ぶ外国人材活用オンラインセミナー(12/16) 参加者 45名 出前講座 2回 ・県内企業等を対象とした外国人の雇用に関するアンケート調査の実施	外国人材の雇用が適正に行われるよう企業等に好評例に学ぶ外国人材活用オンラインセミナー(12/16) 参加者 45名 出前講座 2回 ・県内企業等を対象とした外国人の雇用に関するアンケート調査の実施	外国人材の雇用が適正に行われるよう企業等に好評例に学ぶ外国人材活用オンラインセミナー(12/16) 参加者 45名 出前講座 2回 ・県内企業等を対象とした外国人の雇用に関するアンケート調査の実施		

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
51	④外国人住民のための相談体制の充実 （文化国際課） 【特徴】	しまね多文化共生推進事業	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施	<p>1. 外国人地域サポートセンターの配置 ・サポート数：7市に配置、14個人・団体に委嘱（うち外国人住民4名） ・活動実績：619件 ・活動内容：情報提供、現状・ニーズ把握、相談窓口の紹介、同行支援等</p> <p>2. 多言語による相談体制の充実 ・ボルトガル語対応の相談員2名、ベトナム語の翻訳対応の相談員1名を配置 ・専門家（弁護士・精神科医等）による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保 ・三者通話システムの活用により20言語に対応 ・利用実績：1,946件</p>	<p>複雑・深刻な内容の相談が増えており、外国人地域サポートセンターの運営により支援を行った。 今後も地域と密着した支援が必要である。</p> <p>外国人住民の増加・定住化に伴い、増加・複雑化する相談に対応するため、第三者通話システムを20言語に対応など相談体制の充実に取り組んだ。 今後も外国人住民への支援体制を強化するため、相談体制・機能の充実を図つて必要がある。</p>	<p>1. 外国人地域サポートセンターの配置 ・地域サポートセンターと市町村・関係機関との連携により支援を行った。 今後も地域と密着した支援が必要である。</p> <p>2. 多言語による相談体制の充実 ・相談コーディネーター1名、ボルトガル語対応の相談員1名を配置 ・専門家（弁護士・精神科医等）による個別相談の実施 ・医療通訳を養成・確保</p>

Ⅱ 各人権課題に対する取組

7. 患者及び感染者等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標達成	令和4年度実施計画
52	①ハンセン病回復者の支援 ②ハンセン病に關する正しい知識の普及・啓発の推進	ハンセン病に關する普及啓発活動 (健康推進課)	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置	啓発リーフレットの作成・頒布。図書館や県庁ロビー、人権フェスティバルでの啓発展示、元患者家族に対する補償金相談窓口の設置	
53	②HIV感染者等に対する届出や差別を解消するための教育・啓発の推進	HIV感染者等に対する届出や差別を解消するための教育の実施	エイズ対策特別促進事業 (感染症対策室)	1.世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者:県民一般 内容:街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 2.HIV検査普及週間(6月11日～7月1日) 対象者:県民一般 内容:普及週間に合わせた無料の相談及び検査	日本におけるHIV感染者とエイズ患者を含む新規報告数は4年ぶりに増加したが、エイズ患者の新規報告数は4年ぶりに増加した。累積報告では、平成2年から平成19年までに感染者9名、患者3名があつたが、平成20年以降は感染者14名、患者10名の状況である。保健所における検査件数は、年間120件となる。新規報告者は男性が多く、感染経路も同性間・異性間・様々な機会を利用して「保健所の相談窓口、無料・匿名検査」の周知を図る。	1.世界エイズデーキャンペーン(12月1日) 対象者:県民一般 内容:街頭キャンペーン、リーフレットの配布、無料の相談及び検査 2.HIV検査普及週間(6月11日～7月1日) 対象者:県民一般 内容:普及週間に合わせた無料の相談及び検査
54	性感染症やエイズ予防 (保健体育課)	性感染症やエイズ予防活動	性感染症(エイズ)を含むに対する正しい理解と認識を深めるための研修	性感染症(エイズ)を含むに対する正しい理解と認識を深めるための研修	保健教育研修…小中高特別支援学校の学校保健担当教員(松江、浜田市以西の県立学校)122名会場、浜田教育センター、オランライ	保健教育研修…小中高特別支援学校の学校保健担当教員(松江、浜田市以西の県立学校)122名会場、浜田教育センター、オランライ
55	③感染症に対する正しい知識の普及・啓発の推進	感染症予防体制整備事業 (感染症対策室)	感染症の患者に良質かつ適正な医療を提供すること、患者の早期の社会復帰を図ること	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者:県民一般 内容:研修会等、媒体を活用した啓発	島根県では年間80名前後の新規結核患者が発生しており、その8割が65歳以上の高齢者となっている。高齢者には結核の特徴的な症状が見られないことが多いが、発見が困難なこともあることから、高齢者施設や医療機関を対象とした研修会を実施するほか、県民への啓発についての正しい知識の啓発を実施する。	結核予防週間(9月24日～30日) 対象者:県民一般 内容:研修会等、媒体を活用した啓発

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
54	肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者:県民一般 内容:肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)	感染症患者の治療に関する医療費の公費負担 対象者:感染症患者 内容:入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担	ウイルス性の肝炎については、肝硬変や肝がんに進行しないよう、早期発見により治療につなげる必要がある。そのため、誰もが一生に一度は必要を受けていたくどう周知し、また、感染者に対する差別をなくすため、ウィルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図る必要がある。	肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者:県民一般 内容:肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)	感染症患者の治療に関する医療費の公費負担 対象者:感染症患者 内容:入院勧告患者への公費負担 結核医療の公費負担	肝臓週間(7月27日～8月2日) 対象者:県民一般 内容:肝炎各種啓発広報 肝炎無料検査(委託医療機関実施、保健所実施) 肝炎相談(保健所実施)
55	①難病患者等への支援 講演会開催・難病医療研修事業・難病患者に対する正しい知識の啓発 (健康推進課)	難病患者等への支援 講演会開催・難病医療研修事業・難病患者に対する正しい知識の啓発 (健康推進課)	○難病フォーラム 令和4年3月、東南圏域にてケーブルテレビを活用し難病患者の在宅療養の様子を紹介。	・地域住民及び関係者と協働で企画・開催 ・毎年開催地域を変えて実施している事業として毎年病の正しい理解を深めてもらう事業として定着しており、引き続き継続して実施することが必要である。	○難病フォーラム 対象:医療関係者 日時:①令和4年10月 ②令和4年10月(予定) ③令和5年2月～3月 ④令和4年10月 場所:国立病院機構公江医療センター等 中 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法については検討中	○難病フォーラム 対象:医療関係者 日時:①令和4年10月 ②令和4年10月(予定) ③令和5年2月～3月 ④令和4年10月 場所:国立病院機構公江医療センター等 中 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施方法については検討中
56	⑤インフォームド・コンセンサスの普及	医療安全支援センター (医療政策課)	医療に関する相談や医療安全に関する情報提供、医療安全に関する意識啓発の実施	患者・住民からの苦情や相談への対応 医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 令和3年12月19日(日) 10:00～12:00 基調講演、意見交換 参加者 医療関係者など	苦情と相談をあわせ332件に対応した。 平成19年度から毎年開催(令和2年度はコロナのため中止)。 これまでの研修会の実施を通じて、普及啓発をすることができた。 今後も継続した取り組みが必要である。	患者・住民からの苦情や相談への対応 医療安全施策の普及・啓発 医療安全研修会の開催 令和4年12月頃開催予定 基調講演、意見交換 参加者 医療関係者など

II 各人権課題に対する取組

8. 犯罪被害者とその家族

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等
57	①犯罪被害者等に対する理解の醸成	被害者支援講演会の開催 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等について県民の理解と配慮の促進を図るために、犯罪被害者等による講演会の開催	1 日時:11月6日(土) 場所:県民会館 講師:加藤裕司氏 参加人数約70人 2 日時:9月9日 場所:県警県学校 講師:中谷 加代子氏 参加人数約20人 3 中学・高校生に対する「命の大切さを学ぶ教室」※13回実施	犯罪被害者等の置かれている状況について、犯罪被害者等の声に耳を傾けることは重要であり、講演会の開催を通じて、社会全体で被害者を支える気運を高め、「命の大切さを学ぶ教室」等の講演会や中高生を対象とした講演会を開催するため、令和3年度は各中学校に希望調査を行い、年間の計画を策定した。
	②犯罪被害者週間ににおける啓発活動の実施	犯罪被害者週間ににおける啓発活動の実施 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者支援による県民の理解を深めるための啓発活動を実施する。今後も広く県民の理解を深めたり、犯罪被害者支援事業を集中して実施	1 啓発パネルの展示、街頭啓発活動などの広報活動により県民の理解を深めるための啓発を行った。今後も県民の理解を深めたり、犯罪被害者週間に東西部の隣りの無い関係に努める。 2 街頭啓発活動の実施(各駅・大型ショッピング施設等) 3 その他	1 啓発パネルの展示(警察署・役場・各種会合等) ・5/17～6/12 「命の絆展」(島根大学附属図書館) ・11/7～11/24 犯罪被害者支援パネル展示(黒川ロビー) ※県と県警で共同実施
58	③犯罪被害者等に対する周知・情報の推進	各種相談窓口の広報・周知 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	犯罪被害者等に対する窓口や各種相談窓口の広報・周知により、利用の促進		1 テレビ・ラジオ・新聞、メールマガジン等、様々な広報媒体の活用による窓口広報 ※県と県警で共同実施 2 リーフレット等の関係機関への配布 3 犯罪被害者週間ににおける街頭での広報活動 (大型ショッピング施設等) 4 警察音楽隊コンサートにおける広報実施

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
58	犯罪被害者等への支援 活動の推進 (県警広報県民課)	捜査過程における犯罪被害者等への支援	1. 捜査過程による各種支援活動の実施 132件 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 19件9人 3. 初診料、診断書料等の公費支出 26件 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 0件 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 0件 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 0件 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における鑑定室備品等の整備 ・二種体引き渡し前に要する消耗品等の配備 ・被害品返付時の精神的負担に配慮した紙袋の配備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 ・被害者支援用防犯フサ一付き携帯電話貸出し	犯罪被害者等の経済的・精神的負担を軽減するための各種施策を推進した。 今後も継続して支援活動を推進し、捜査過程における犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図る。	1. 被害者支援要員による各種支援活動の実施 2. 犯罪被害者等へのカウンセリング等支援の実施 3. 初診料、診断書料等の公費支出 4. 司法解剖遺体の搬送に係る費用の公費支出 5. 司法解剖遺体の遺体修復の公費支出 6. 犯罪発生直後の一時避難場所の確保 7. ハウスクリーニングに係る費用の公費支出 8. 「被害者の手引」等の交付による情報提供活動 9. 警察署における鑑定室備品等の整備 10. 性犯罪被害者用代替着の整備 11. 再被害防止資器材の活用による安全確保 ・被害者支援用防犯フサ一付き携帯電話貸出し	

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
58	犯罪被害者等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施	犯罪被害者支援専科の実施 9月6日～9月10日(5日、10人)	1. 被害者支援専科等への心情を理解するため、警察職員に対する教養や研修の実施	1. 被害者支援専科の実施 9月12日～9月16日(5日、10人程度) 犯罪被害者等による講演会を開催し、警察にに対する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。	1. 被害者支援専科の実施 9月12日～9月16日(5日、10人程度) 犯罪被害者等による講演会を開催し、警察にに対する思いや要望を聞くなど理解を深めた。今後も専科等において犯罪被害者等による講演会を開催するなど、教養や研修に努める。	1. 被害者支援専科の実施 9月12日～9月16日(5日、10人程度) 2. 各種専科・研修での講義 ・被害者支援要員等研修会 7月1日 3. 被害者支援連絡協議会による活動

No	基本方針	事業概要	前年度までの成果・今後の目標	令和3年度実施状況
59	(3)犯罪被害者 関係機関・団体との連携 強化 等に対する支援 のための体制 整備の推進	民間支援団体に対する支 援 (環境生活総務課) (県警広報県民課)	1.民間被害者支 援団体「島根センター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支 援を受けることができる体制を作成 2.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成 3.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成 4.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成	<p>前年度までの成果・今後の目標</p> <p>令和4年度実施計画</p> <p>1.民間被害者支 援団体「島根センター」に対する犯罪被害者等が途切れることなく支 援を受けることができる体制を作成 2.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成 3.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成 4.「島根センター」に対する支 援を受けることなく支 援を受けることができる体制を作成</p>

II 各人権課題に対する取組

9. 刑を終えて出所した人等

No	基本方針 ②刑を終えて出所した人の社会復讐に向けた支障体 制の推進	事業概要 再犯防止推進事業 (地域福祉課)	令和3年度実施状況 「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた再犯防止等の施策の在り方にについて、関係機関と検討を行い、「島根県再犯防止推進計画」を策定した。	前年度までの成果・今後の目標等 県内の実態に即した地方再犯防止推進計画の策定に取り組む必要がある。	令和4年度実施計画 「島根県再犯防止推進計画」を開催し、「島根県再犯防止推進計画」の進捗状況等を把握・報告する。
60	島根県地域生活定着支 援センター事業 (地域福祉課)	高齢又は障害により自 立が困難な矯正施設退 所者に対して、福祉サー ビス等につなげることに より、地域生活への定着 をはかり社会復讐に向 けた支援を行う。	入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行うフォローアップ業務及び相談支援業務を一體化して、社会復讐に向けた支援を行った。	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退 所者に對して、入所中から帰住地調整を行う コーディネート業務、矯正施設退所後に行う フォローアップ業務及び相談支援業務を一體 化して、社会復讐に向けた支援を行つた。	拘留中から帰住地調整を行う施設者等支援業務、入所中から帰住地調 整を行うコーディネート業務、矯正施設退所後に行う 及び相談支援業務を一體化して、社会復讐に向けた支援を行つた。

II 各人権課題に対する取組

10. 性的指向、性自認等(LGBT等)

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
61	①県民に対する取組	人権ユニバーサル事業 (人権同和対策課)	県民に対し、講演会等を実施し、理解を深める啓発の推進	LGBT等に対する問題の理解の不足が層見や差別の要因の一つと考えられることから、理解を深める啓発を推進していく。 【再掲】	LGBT等に対する問題の理解の不足が層見や差別の要因の一つと考えられることから、理解を深める啓発を推進していく。	人権ユニバーサル事業 ・県民を対象とした講演会 テーマ：性的指向、性自認等(LGBT等) 日時、場所については未定
	人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者養成事業	1. 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月2日、6月7日 出雲市 5月26日、6月3日、6月11日 益田市 2会場で3回シリーズで実施 テーマ「性の多様性」等 5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が難しい市町もあり、市町により連携した取組が必要である。 【再掲】	1. 社会教育関係者のほか、行政の新規採用職員研修の一環として位置づける市町村も増えています。県内2会場にしたところ受講者数も増えている。 5. 従来からの公民館職員とともに、市町村の公民館担当者を加えたことにより、支援体制も含めた研修や意見交換をすることができた。勤務態勢等により参加が難しい市町もあり、市町により連携した取組が必要である。	1. 社会人権教育・啓発基礎講座 5月24日、6月3日、6月10日 江津市 2会場で3回シリーズで実施	1. 社会人権教育・啓発基礎講座 5月8日、6月31日、7月14日、7月28日、8月11日 江津市 2会場で3回シリーズで実施
	人権教育公民館等関係者研修 (人権同和対策課)	人権教育公民館等関係者研修	1.11月9日 松江市 11月30日 出雲市 9月14日 大田市 10月7日 浜田市 10月28日 益田市 テーマ「性の多様性」 【再掲】	2. 参加者が年々増え、本講座の内容への満足度も高まっています。毎回講座は、新型コロナウイルス感染予防のため、やむなく中止として、公開講座のみで会議システムを使用して実施した。	2. 社会人権教育・啓発専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日、8月1日 隠岐講座 9月1日 テーマ「性の多様性」等	2. 社会人権教育・啓発専門講座 6月27日、7月6日、7月19日、7月28日、8月1日 隠岐講座 9月1日 テーマ「性の多様性」等
	人権・同和問題職員等研修事業 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施【再掲】	6. 奨行委金形式による参加団体の主体的な運営に大きな意義があることを確認している。全体での研修は実施できなかつたが、研修内容を録画し各団体の研修で積極的に活用した。	6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 テーマ「性の多様性」	6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 テーマ「性の多様性」	6. 人権・同和問題を考える女性の集い 8月21日 大田市 テーマ「性の多様性」
			1. 人権・同和問題職場研修推進員研修(継続) ①座学研修 テーマ「性の多様性」見えていますか? 6～7月 6回 173人 【再掲】	3. LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブックの作成 内容: 保職員として知っておるべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等	3. LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブックの作成 内容: 保職員として知っておるべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等	3. LGBT等への理解を深めるための島根県職員ハンドブックの作成 内容: 保職員として知っておるべき基礎的知識や日常の業務における心構え、留意事項等

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
62	(2)学校における人権教育研修講座 (人権同和教育課) 取組	【人権】 人権教育研修講座 (人権同和教育課)	学校における人権教育の推進に資する教職員研修の実施	1.人権教育担当主任等研修 ○全県・期日 6月22日(火) 受講者 100名 ・松江合併 6月17日(木) 受講者 100名 ・出雲会場 出雲合併 6月24日(木) 受講者 87名 ・浜田会場 浜田教育センター 6月8日(火) 受講者 49名 ・益田会場 益田合併 6月1日(火) 受講者 22名 ○内容 1.講義 I 「進路保障を進めるために」 2.講義 II 「人権教育担当主任等の役割について」 3.説明 「県内の人権教育の推進状況について」 4.説明 III 「学校と福祉の連携の必要性について」 5.説明 IV 「性の多様性が認められる学校づくりについて」 6.情報交換 「人権教育全体計画について」 ※※運営及び講師…人権同和教育課 指導主事 2.出前講座・要請訪問 「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに実施した学校 14校	教職員の「性の多様性」に関する知的理駆論と人権感覚を高めるなどをねらいとして、令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」をもとに学校などにおいて性別による学級づくりを行った。受講者をもとに学校などにおいて性別による区別がなされているものやことについて演習を取り入れた研修を行った。	出前講座・要請訪問において「性の多様性が認められる学校づくり」をテーマに演習を中心とした研修会を実施する。 令和2年3月に発行したリーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」をもとに学校内研修用動画を作成し、DVD配布、オンライン配信を行う。

II 各人権課題に対する取組

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
63	11. インターネットによる人権侵害 対応	情報通報システムを用いた差別事象への対応 (人権同和対策課)	インターネットを利用して対応したモニタリング研修 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 県立大学(学生・教職員)に対するモニタリング研修	SNS等のインターネットによる人権侵害の防止 抑制に役立っており、今後も取り組んでいく必要がある。	インターネットモニタリングの実施(定期的) 市町村職員等を対象としたモニタリング研修 県立大学(学生・職員)に対するモニタリング研修 6月29日(松江キャラクター)	
	人権啓発指導者養成事業 (人権同和対策課)	各地域及び各種団体の指導者養成	4 人権教育地域中核指導者連絡協議会 1月28日 出雲市 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。	今年度は、標記の研修では別の人権課題について取り上げる予定。	
	人権啓発事業(人権同和対策課)	イベントや媒体広報など 親しみやすい啓発活動 の実施【再掲】	人権週間(12月4日～12月10日)広報啓発事業 (4)Web講演会「インターネットと人権」配信 配信期間:12月4日(土)～17日(金) 講師:今井 琢美さん(島根県情報モラルエデュケーター、 法務省人権擁護委員) 視聴者数:209名	SNS等のインターネット上での人権侵害が問題となつていて、情報モラルや人権に関する正しい知識を持つインターネットを利用することについて情報提供を行うことが、今後も研修等で取り上げる必要がある。		
	地域行政関係者研修 (人権同和対策課)	行政関係者研修会の実施 地域行政関係者研修会 (人権同和対策課) 【再掲】	3 地域行政関係者研修会の実施 8月25日・26日 隠岐	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R3年度はやむなく中止とした。	新型コロナウイルス感染症拡大により中止 動画を作成し、オンライン配信予定	

II 各人権課題に対する取組

12. 様々な人権課題

No	基本方針	事業名	事業概要	前年度までの成果・今後の目標等	令和3年度実施状況	令和4年度実施計画
64	①プライバシーの保護	人権啓発ラブリーリー事業 (人権同和対策課)	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立つており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供
65	②迷信	人権啓発ラブリーリー事業 (人権同和対策課) [両報]	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立つており、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供
66	③アイヌの人々	人権啓発ラブリーリー事業 (人権同和対策課) [両報]	啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	人権課題の解消に役立つおり、今後も取り組んでいく必要がある。	啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供
67	④北朝鮮当局による被害者等	(総務部総務課)	啓発資料・電光掲示板による周知・広報	各種活動を実施することにより、県民に対して「拉致問題に関するボスター」を、県庁及び県内市町村で継続的に掲出する重要な啓発を行った。 拉致問題解決に向けて、今後も継続的に取り組んで行く必要がある。	北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施	北朝鮮人権啓発週間パネル展(県庁ほか)の実施 県民室での啓発DVD放映、啓発資料配付の実施 山陰中央新報「県民だより」へ特定失踪者の情報提供等を掲載を実施
68	⑤ホームレスの人の権利	生活保護制度の活用 (地車福祉課)	最低生活の保障と自立助長	各市町村福祉事務所において、生活保護制度の活用により個々の状況に応じた相談対応及び支援を行う。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談事業及び一時生活支援事業に係る周知を行つた。	ホームレス状態であつても必要な方に生活保護の適用を行う等の対応が必要であります。今後も継続した取組を行つていく。	各市町村福祉事務所において、生活保護制度の活用により個々の状況に応じた相談対応及び支援を行う。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談事業及び一時生活支援事業に係る周知を行つた。
69	⑥人身取引	人身取引事犯対策事業 (県警生活安全企画課)	関係機関との連携強化	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進	例年開催している「不法就労等外国人学動者問題地方協議会」等の会議等を通じ、入国管理局及び労働局等の関係機関と情報交換を行い、関係強化を図つた。 今後も関係機関相互の連携を密にし、連携強化を図る。	①関係機関との連携強化 ②入国管理局等関係機関との連携強化と情報交換の推進
		（トラフィック）事件の適切な対応	警察職員に対する教養	①警察職員に対する指導・教養の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施	職員に対し、被害者保護上の留意事項等、人見取り事犯に対する指導・教養等の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施	①警察職員に対する指導・教養の実施 ②専科教養、巡回教養等の実施

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
69		広報啓発の推進	①広報啓発の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓発の推進	警察庁・関係機関等で作成された人身取引に係る広報がスマートカードを警察署へ配布し、各種講習会等における広報活動等に利用した。屋内を雇用する労働者等に於いては、外國人を雇用する労働者等を行つた。 今後もあらゆる機会、媒体を活用し、広報啓発活動を推進する。	①広報啓発の推進 ②各種講演及び講演会等において、人身取引防止のための広報啓発の推進	
70	⑦日本に帰国した中国人留学生とその家族	中国帰国者帰国情後自立支援事業 (高齢者増加課)	支援関係者、関係機関との連携の強化 情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施(10~11月)実地監査1箇所、書面監査2箇所	市町村保険担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施(10~11月)実地監査1箇所、書面監査2箇所	支援給付制度は生活保護に準ずる制度であり、該当市町村の福祉事務所が所管しているため、引き続き市町村及び生活保護担当課と事務監査等を通じて連携を図り、今後も支援給付制度の適正な運用等、支援体制の強化を図っていく。	・市町村保険担当課及び生活保護担当課との連携強化と、支援関係者間の情報交換の推進 ・関係市町の施行事務監査実施(10~12月)実地監査2箇所、書面監査1箇所 ・生活保護新任研修参加(6月)
71	⑧災害と人権	自主防災組織リーダー育成事業 (文化国際課)	支援者による避難行動要支援者対応事業 (防災危機管理課)	研修を通じて男女共同参画の視点に立った避難行動要支援者による避難体制について理解を深める 【自主防災組織リーダー育成研修】 内容:講演および演習 日時:11月6日(土)9:30~17:00 場所:安来中央交流センター 参加人数:38名 【避難行動要支援者・個別避難計画実務研修】 内容:講演および事例発差 日時:8月24日(火)14:00~16:30 場所:くにひきメッセ小ホール、いわみーる402会議室、市町村役場 参加人数:161名	本研修を通して災害対応時ににおける男女共同参画の必要性や避難行動要支援者に対する理解を深めることで今後の防災人材育成および支援体制の充実を図る 自主防災組織リーダー育成研修:年1回の開催 要配慮者・避難行動要支援者研修:年1回の開催	自主防災組織リーダー育成研修:年1回の開催 要配慮者・避難行動要支援者研修:年1回の開催
72	⑨その他の人権課題	人権啓発ラブリーカー事業 (人権同和対策課)	しまね多文化共生推進事業 (文化国際課)	県内の外国人住民の増加に伴い、外国人住民との共生社会を目指すための事業の実施 【実施】	災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績:2箇所(参加者:44人) 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図つていく必要がある。	災害時外国人サポーター養成講座の実施 ・開催実績:2箇所(参加者:44人) 外国人住民の防災意識の向上とともに、災害時外国人サポーター登録者の増員のため、研修会を開催した。 今後も研修会を開催し、同サポーターの増員を図つていく必要がある。
				啓発ビデオ・図書等啓発資料の整備・提供	啓発資料の整備・提供	

III 施策の推進

No	基本方針	事業名	事業概要	令和3年度実施状況	前年度までの成果・今後の目標等	令和4年度実施計画
73	1. 推進体制 （人権同和対策課）	人権施策推進事業 （人権同和対策課）	人権施策推進基本方針 「人権施策策定推進計画」の進行管理 令和元年度事業の実施状況及び令和2年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策推進協議会にて報告を行つ。 ・引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	人権施策推進協議会において、各分野の有識者から意見をいただき、今後の人権施策推進の参考とした。 ・職場研修推進員に人権施策の概要を理解させた。 ・人権問題に関する県民意識調査結果を人権施策推進基本方針の基礎資料となるとともに、効果的な研修・啓発に役立てた。	「人権施策策定推進計画」の進行管理 令和2年度事業の実施状況及び令和3年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策策定推進協議会にて報告を行つ。 ・職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。	・「人権施策策定推進計画」の進行管理 令和2年度事業の実施状況及び令和3年度の事業実施計画を調査・調整のうえ、人権施策策定推進協議会にて報告を行つ。 ・引き続き、職場研修推進員に対する研修を充実させ、県職員全体の人権意識の向上を図る。
74	2. 国や市町 ・村との連携・ 協力	関係機関との連携 （人権同和対策課）	国・市町村との連携を強化するための体制の整備	1. 國が設置する「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権教育・啓発市町村との意見交換会	1. 國が設置する「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権教育・啓発市町村との意見交換会	1. 國が設置する「福井県人権啓発活動ネットワーク協議会」及び「地域人権啓発活動ネットワーク協議会(県内4地域)」への参画 2. 社会人権教育・啓発市町村との意見交換会
75	3. 民間との 協働の推進	みんなで学ぶ人権事業 （人権同和対策課）	民間団体への委託による啓発活動の実施	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 団体数:14団体 内容:講演会、落語会、ワークショップ等 【両替】	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) 今後とも積極的に活用していく必要がある。	みんなで学ぶ人権事業(NPO等民間団体委託事業) ・委託団体数:15団体 ・内容:講演会、映画上映会、ワークショップ等